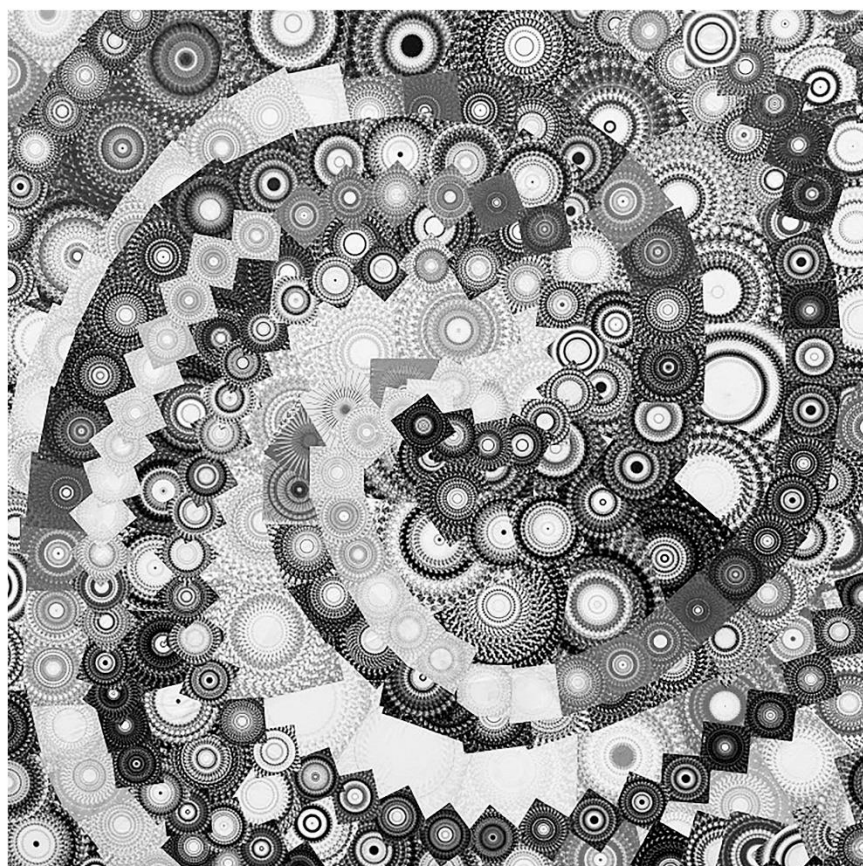


伊予市 第3次障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

伊予市

はじめに

伊予市では、令和3年3月に「伊予市第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定し、「障がいのある人もない人も誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う思いやりのあるまちづくり」を目指し、障がい福祉施策に取り組んでまいりました。



国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、合理的配慮の提供義務が令和6年4月から事業所にも適用されるなど障がい者の権利擁護の推進が図られています。

また、こども家庭庁の発足により、「こどもまんなか」社会の実現を掲げ、発達に課題のある子どもの支援として、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりを推進しているところです。

このような社会情勢の変化を受け、この度、障がい者一人一人が自ら選んだ住まいで、安心して自分らしい暮らしができるよう、災害等の緊急時を含めた地域における支援体制の充実、障がい福祉サービスの質の確保のための施策を示した「伊予市第3次障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画のもと、日々多様化するニーズにきめ細かに対応できる地域共生社会の実現に向けて邁進してまいりますので、市民及び関係者の皆様には、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり御尽力いただきました「伊予市障害者福祉計画策定審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見を賜りました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

伊予市長 武智 邦典

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 5 |
| 3 計画の期間 | 8 |
| 4 計画の策定体制 | 9 |
| 第2章 障がい福祉の現状と課題 | 10 |
| 1 障がいのある人等の概況 | 10 |
| 2 重点的な取り組みの中間評価 | 17 |
| 3 計画推進に向けた取り組むべき課題 | 20 |
| 第3章 第3次障がい者計画 | 30 |
| 1 基本理念 | 30 |
| 2 基本方針 | 31 |
| 3 施策の展開 | 32 |
| 4 重点的な取り組み | 34 |
| 第4章 第7期障がい福祉計画 | 38 |
| 1 障がい福祉計画における成果目標 | 38 |
| 2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策 | 46 |
| 3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策 | 53 |
| 第5章 第3期障がい児福祉計画 | 57 |
| 1 障がい児福祉計画における成果目標 | 57 |
| 2 障害児通所支援等の見込量と確保の方策 | 59 |
| 第6章 計画の推進 | 63 |
| 1 計画の推進に当たって | 63 |
| 2 計画の進行管理 | 65 |
| 資料編 | 66 |
| 1 伊予市障害者福祉計画策定審議会条例 | 66 |
| 2 伊予市障害者福祉計画策定審議会委員名簿 | 68 |
| 3 伊予市障害者自立支援協議会の体制 | 69 |
| 4 策定経過 | 70 |
| 5 障がい者・障がい児アンケート調査結果（抜粋） | 70 |

表紙の絵『うずまく線』の紹介

岡崎 明日香さん 2005年4月生まれ

生まれた時から難聴があり、小学4年生から愛媛県立松山聾学校に通っています。高等部では美術部に所属し、色々な作品を制作しました。

令和6年2月から市内の手話サークルに入会。「手話を通して色々な人と出会いたいです！」と抱負を語ってくれました。



第1章 計画の概要

I 計画策定の背景と趣旨

(1) 障がい福祉をめぐる国の動向

これまでの国における障がい福祉施策は、平成19年9月に障がい者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名したこと、また、批准に向け、平成21年12月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病を加えるなど地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい者施策が定められました。

また、「障害者総合支援法」は、平成30年4月に「児童福祉法」等とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。

さらに、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

そのほかにも、平成30年6月に文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法」の施行や、令和元年6月に障がいがあっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法」の施行等障がいの有無に関わらず、様々な形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備され、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年5月には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

(2) 国の障害者基本計画(第5次)のポイント

令和5年3月に、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画である障害者基本計画(第5次)(計画期間:令和5年度~令和9年度)が策定されました。

① 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

② 各分野に共通する横断的視点

障害者基本計画(第5次)は、基本理念や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら施策を進めていくこととしています。

| | |
|---|--|
| 条約の理念の尊重及び整合性の確保 障がい者に関する施策の策定や実施に当たっては、「障害者の権利に関する条約」の理念を尊重し、整合を図る | 共生社会の実現に資する 取り組みの推進 AI技術を用いた機器やサービスの利活用について検討し、積極的な導入を推進するなどあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる |
| 当事者本位の総合的かつ 分野横断的な支援 分野の枠に捉われない関係機関や制度の連携を通じ、総合的かつ横断的にライフステージに応じた切れ目のない支援を行う | 障がい特性等に配慮した きめ細かい支援 障がい者施策の推進は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、総合的に進めていくことが重要となる |
| 障がいのある女性、子ども及び 高齢者に配慮した取り組みの推進 複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、きめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を策定し、実施する必要がある | PDCAサイクル等を通じた 実効性のある取り組みの推進 必要なデータを収集し統計の充実を図るとともに、PDCAサイクルの構築や実行、施策の見直しを図る必要がある |

(3) 国の基本指針見直しのポイント

「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画における新たな基本指針は、主に以下の内容について見直しが行われました。

| 基本指針見直しの主な事項 |
|---|
| ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し |
| ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 |
| ③ 福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記 |
| ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充 |
| ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実 ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 |
| ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化 ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 |
| ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止 ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底 ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設 |
| ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設 |
| ⑨ 障害福祉サービスの質の確保 ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加 |

基本指針見直しの主な事項

⑩ 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他:地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

(4) 伊予市の取り組み

伊予市（以下「本市」という。）では、令和3年3月に本市の障がい者施策の基本的な事項を定める「第3次障がい者計画」と、障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策を定める「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりの実現を目指してきました。

この度、「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、これまでの障がい者福祉を取り巻く環境の変化や国や県の動向を踏まえ、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実績や計画の進捗状況を確認し、本市における更なる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第3次障がい者計画」の見直しと、新たに「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

「伊予市第3次障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、障がい者の状況等を踏まえ、本市における障がい者の自立支援及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。

また、「伊予市第7期障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「伊予市第3期障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

障害者基本法抜粋

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

児童福祉法抜粋

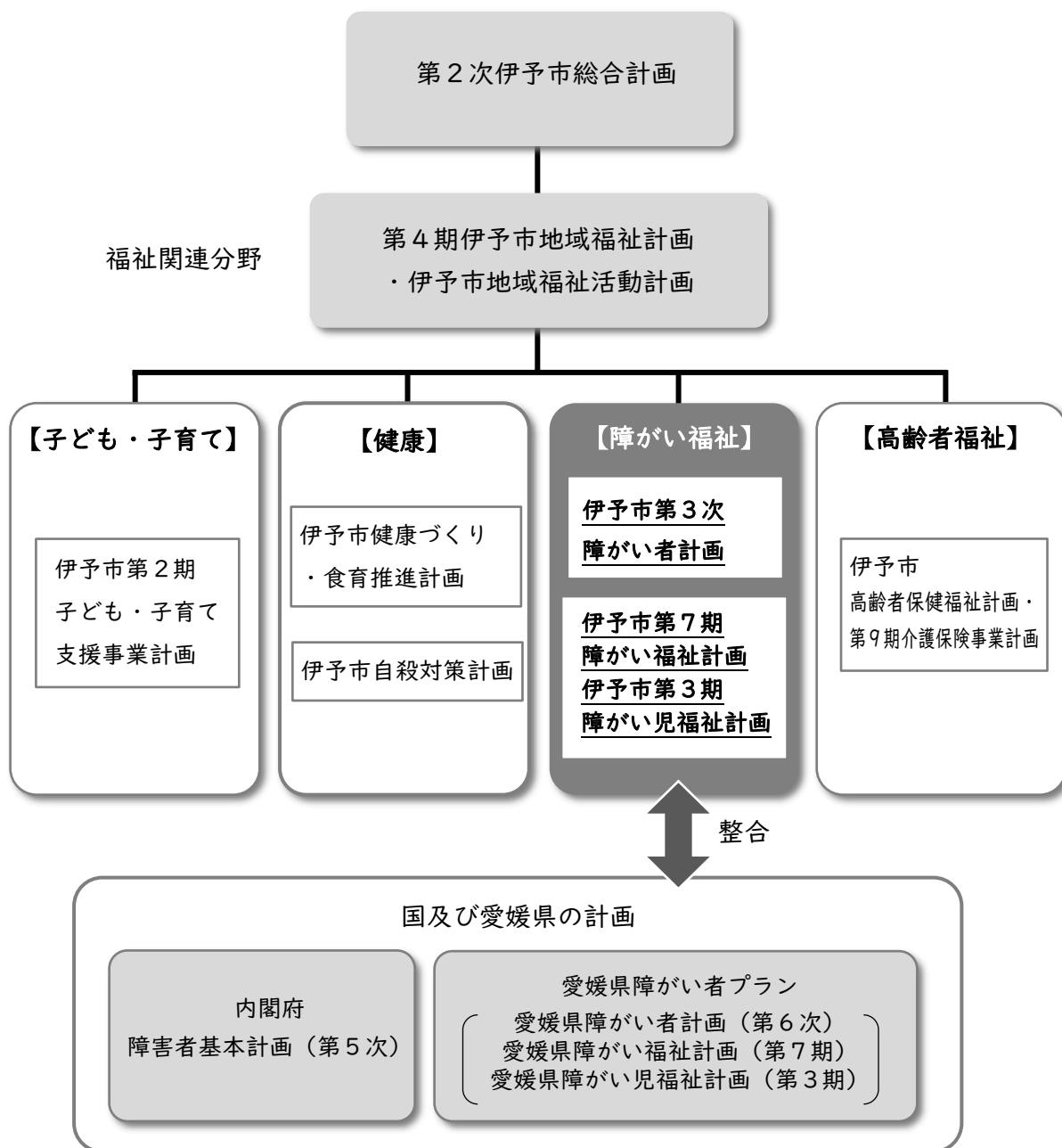
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み

(2) 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、愛媛県の「愛媛県障がい者プラン」との整合性を踏まえ策定しています。

また、「第2次伊予市総合計画」を上位計画とし、「第4期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画」、「伊予市第2期子ども・子育て支援事業計画」「伊予市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとしてします。



(3) SDGs (持続可能な開発目標) との関係

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGs は、2030 (令和 12) 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

本市においても、SDGs の着実な導入と主体的な推進に向け、令和 3 年 7 月に「伊予市 SDGs 推進指針」を策定し、SDGs の推進に積極的に取り組んでいます。

「誰一人取り残されない包摂的な社会をつくる」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。障がい者施策の推進に当たっては、障がい者のみならず、行政機関・事業者等といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを推進することが求められています。

■本計画に関連するSDGsのゴール



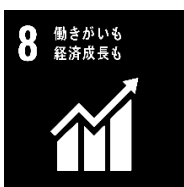
目標 3 : すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4 : 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 8 : 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する



目標 10 : 人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 16 : 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

3 計画の期間

「伊予市第3次障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

「伊予市第7期障がい福祉計画」及び「伊予市第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

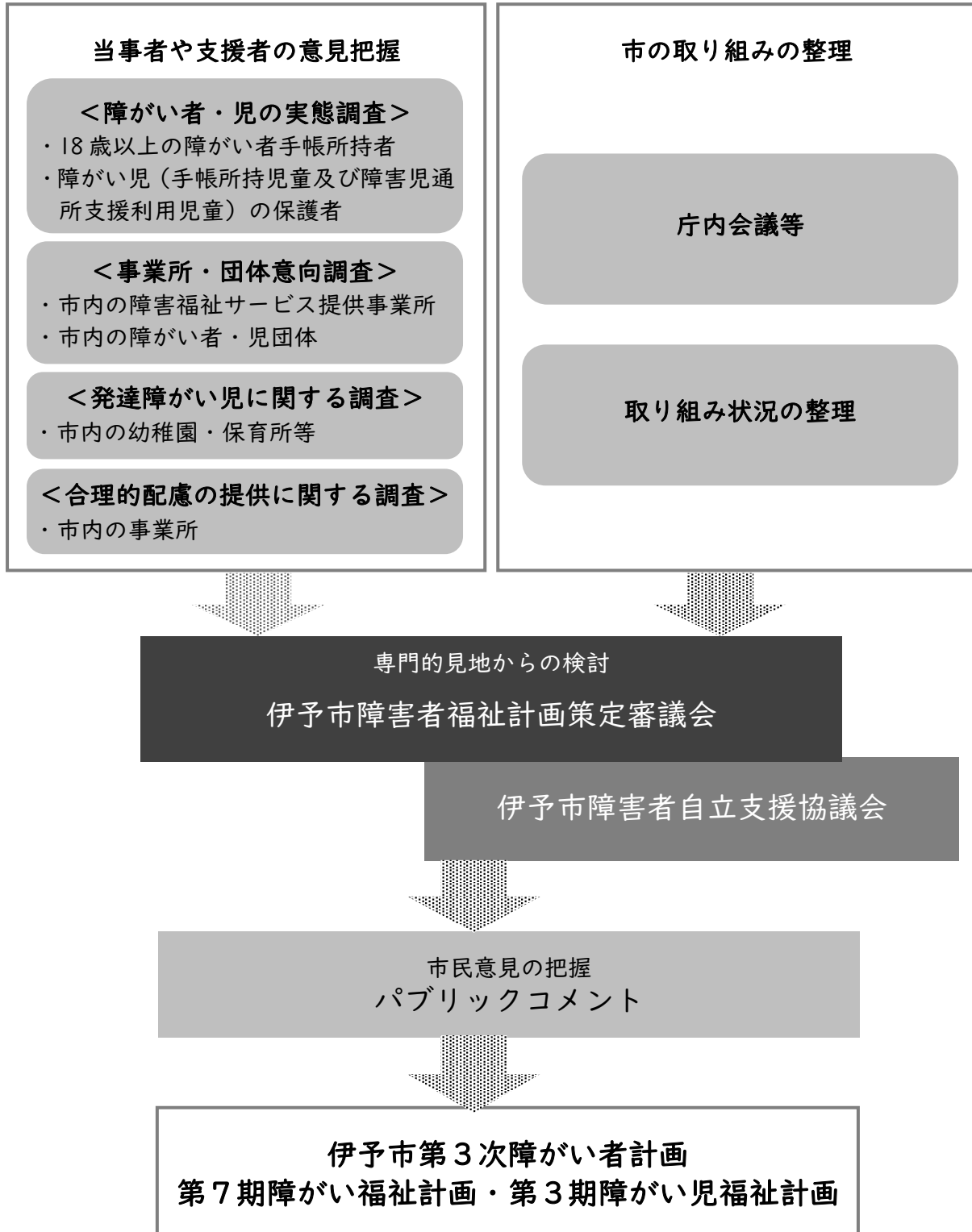
なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 障がい者計画 | 第3次計画 | | | | | | 第4次計画 | | |
| 障がい 福祉計画 | 第6期計画 | | | 第7期計画 | | | 第8期計画 | | |
| 障がい児 福祉計画 | 第2期計画 | | | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | |

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障がい者手帳所持者への実態調査や障害福祉サービス提供事業所・関係団体へのアンケート調査等の基礎調査を基に、策定審議会での計画案の検討やパブリックコメントの意見を踏まえて策定しました。

■計画策定までの流れ



第2章 障がい福祉の現状と課題

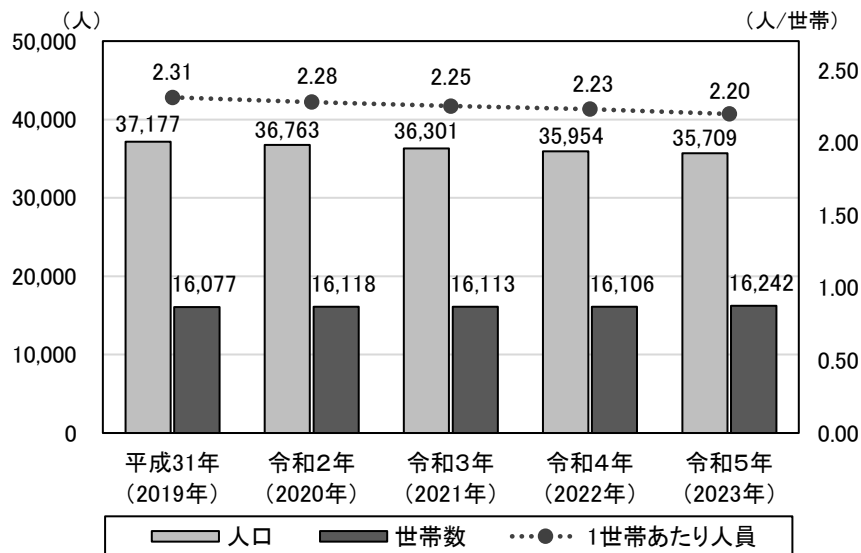
1 障がいのある人等の概況

(1) 総人口と世帯の推移

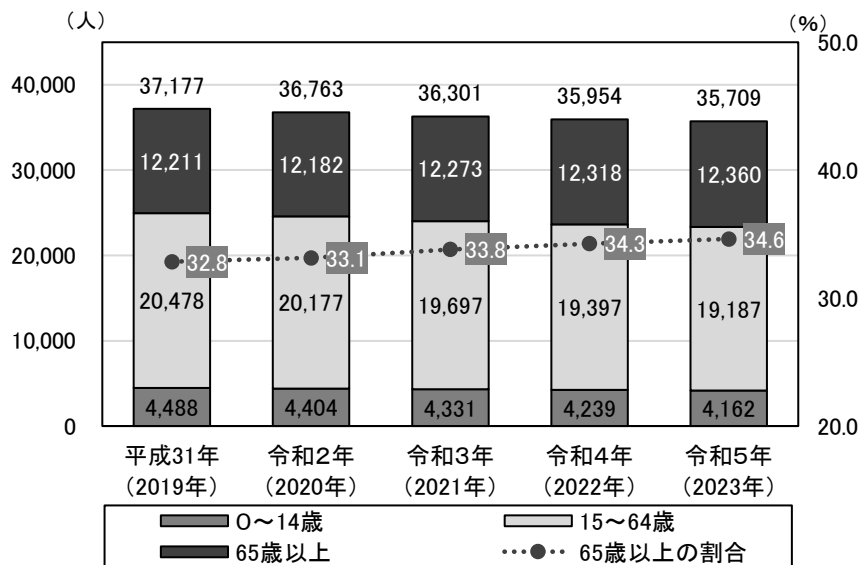
総人口及び世帯数の推移をみると、本市の総人口は、令和5年3月末現在で35,709人となっています。平成31年以降減少が続いており、令和5年は平成31年と比較して3.9%の減少となっています。一方で、世帯数は微増・微減で推移していましたが、令和5年は平成31年と比較して165世帯増加の16,242世帯となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳人口、15～64歳人口は減少で推移しており、65歳以上人口は、令和2年にわずかに減少しましたが以降は増加で推移しています。

■総人口及び世帯数の推移



【資料】住民基本台帳（各年3月末）



【資料】住民基本台帳（各年3月末）

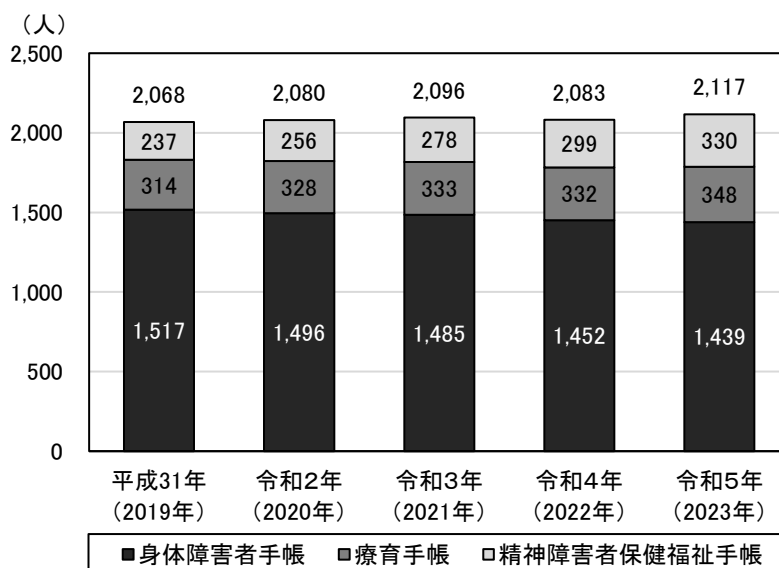
(2) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移をみると、年によって微増・微減を繰り返していますが、平成31年と比較すると、令和5年は49人増加（2.4%増）の2,117人となっています。

また、手帳種別にみると、全体の約7割を身体障害者手帳が占めていますが、その数は年々減少しており、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加しています。

特に精神障害者保健福祉手帳の増加が顕著となっており、平成31年と比較すると、令和5年は93人増加（39.2%増）しています。

■障がい者手帳所持者数の推移



【資料】福祉課（各年3月末）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況



令和5年3月末現在の身体障害者手帳所持者数をみると、1,439人となっています。等級別で見ると、1・2級が775人(53.9%)、3～6級が664人(46.1%)となっており、重度障がいの方が半数以上となっています。

また、障がい種別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

年齢別では、18歳未満が18人、18歳以上が1,421人となっています。

■等級別・身体障害者手帳所持者数

単位：人

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|------|---------------------|-----|------------------------|-----|----|----|-------|
| 所持者数 | 546 | 229 | 199 | 332 | 70 | 63 | 1,439 |
| 等級別 | 【重度】 775 (53.9%) | | 【中度・軽度】 664 (46.1%) | | | | |

【資料】福祉課（令和5年3月末現在）

■年齢別・障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

| 区分 | | 総数 | 視覚障がい | 聴覚・平衡機能障がい | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 肢体不自由 | 内部障がい |
|-------|-------|-------|-------|------------|-----------------|-------|-------|
| 平成31年 | 18歳未満 | 17 | 0 | 8 | 0 | 6 | 3 |
| | 18歳以上 | 1,500 | 109 | 74 | 14 | 814 | 489 |
| 令和2年 | 18歳未満 | 17 | 0 | 9 | 0 | 5 | 3 |
| | 18歳以上 | 1,479 | 102 | 79 | 14 | 782 | 502 |
| 令和3年 | 18歳未満 | 14 | 0 | 7 | 0 | 4 | 3 |
| | 18歳以上 | 1,471 | 101 | 82 | 12 | 773 | 503 |
| 令和4年 | 18歳未満 | 16 | 0 | 7 | 0 | 6 | 3 |
| | 18歳以上 | 1,436 | 92 | 81 | 12 | 751 | 500 |
| | | 1,439 | 89 | 89 | 12 | 726 | 523 |
| 令和5年 | 18歳未満 | 18 | 0 | 7 | 0 | 8 | 3 |
| | 18歳以上 | 1,421 | 89 | 82 | 12 | 718 | 520 |

【資料】福祉課（各年3月末現在）

(4)療育手帳所持者の状況

令和5年3月末現在の療育手帳所持者数をみると348人となっています。

また、程度別でみるとA（重度）が97人、B（重度以外）が251人となっており、年齢別では18歳未満が77人、18歳以上が271人となっています。

18歳未満の手帳所持者数の推移に大きな増減はありませんが、18歳以上のB（重度以外）の手帳所持者数の増加が顕著で、平成31年と比較すると、令和5年は31人増加（18.7%増）となっています。

■年齢別・程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

| 区 分 | | 総 数 | A 【重度】 | B 【重度以外】 |
|-------|-------|-----|-----------|-------------|
| 平成31年 | 18歳未満 | 80 | 21 | 59 |
| | 18歳以上 | 234 | 68 | 166 |
| 令和2年 | 18歳未満 | 81 | 22 | 59 |
| | 18歳以上 | 247 | 70 | 177 |
| 令和3年 | 18歳未満 | 77 | 23 | 54 |
| | 18歳以上 | 256 | 72 | 184 |
| 令和4年 | 18歳未満 | 74 | 22 | 52 |
| | 18歳以上 | 258 | 71 | 187 |
| 令和5年 | | 348 | 97 | 251 |
| | 18歳未満 | 77 | 23 | 54 |
| | 18歳以上 | 271 | 74 | 197 |

【資料】福祉課（各年3月末）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療(精神通院)

受給者の状況

令和5年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると330人となっています。

また、等級別にみると、2級が最も多く232人、次いで3級が67人、1級が31人となっており、2級、3級の増加が顕著となっています。

自立支援医療受給者数をみると、年々増加しており、令和5年3月末現在で581人となっています。

■年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

| 区分 | 総数 | 1級 | 2級 | 3級 |
|-------|-----|----|-----|----|
| 平成31年 | 237 | 30 | 171 | 36 |
| 令和2年 | 256 | 28 | 185 | 43 |
| 令和3年 | 278 | 29 | 200 | 49 |
| 令和4年 | 299 | 29 | 214 | 56 |
| 令和5年 | 330 | 31 | 232 | 67 |
| 18歳未満 | 5 | 0 | 3 | 2 |
| 18歳以上 | 325 | 31 | 229 | 65 |

【資料】福祉課（各年3月末）

■自立支援医療受給者数の推移

単位：人

| 区分 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 増加率 |
|------|-------|------|------|------|------|-------|
| 受給者数 | 488 | 492 | 507 | 535 | 581 | 19.1% |

【資料】福祉課（各年3月末）／増加率は平成31年～令和5年

(6) 障害支援区分認定の状況

障害者総合支援法に基づき、障害支援区分認定を実施しています。

障害支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性、その心身の状態に応じて標準的な支援の度合いを6段階で示しており、支援の数値が高くなるほど、支援度が高い重度の人になります。

令和5年3月末現在の障害支援区分認定者は274人となっており、区分別にみると区分6が最も多くなっています。

■障害支援区分認定者数の推移

単位：人

| 区分 | 総数 | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成31年 | 237 | 7 | 48 | 48 | 49 | 30 | 55 |
| 令和2年 | 244 | 8 | 50 | 47 | 45 | 37 | 57 |
| 令和3年 | 266 | 9 | 55 | 54 | 45 | 43 | 60 |
| 令和4年 | 272 | 6 | 60 | 52 | 47 | 44 | 63 |
| 令和5年 | 274 | 5 | 57 | 58 | 40 | 46 | 68 |

【資料】福祉課（各年3月末）

(7) 難病患者等の状況

令和6年4月1日より、障害福祉サービス対象となる疾病は369疾病に拡大されます。

難病患者のうち障害福祉サービスの対象者数は、令和5年3月末現在で2人です。

■難病患者のうち障害福祉サービス対象者数の推移

単位：人

| 区分 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---------------|-------|------|------|------|------|
| 手帳所持あり（主障害難病） | 4 | 5 | 3 | 2 | 2 |
| 手帳所持なし（難病のみ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【資料】福祉課（各年3月末）

(8) 義務教育段階の障がい児の状況

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校の在籍者数は増加が続いていますが、中学校の在籍者数は令和2年以降横ばいとなっており、令和5年では小学校の在籍者数は34人、中学校の在籍者数は19人となっています。

通級指導教室の利用者数の推移をみると、年度によって増減はありますが、令和5年では小学校の利用者数は84人、中学校の利用者数は22人となっています。

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、小学部は増加傾向にあり、令和5年では小学部の在籍者数は16人、中等部の在籍者数は7人となっています。

■特別支援学級の在籍者数の推移

単位：人

| 区 分 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 26 | 26 | 32 | 32 | 34 |
| 中学校 | 16 | 19 | 19 | 19 | 19 |

【資料】学校教育課（各年5月1日現在）

■通級指導教室の利用者数の推移

単位：人

| 区 分 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 89 | 69 | 67 | 87 | 84 |
| 中学校 | 22 | 20 | 24 | 26 | 22 |

【資料】学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校の在籍者数の推移

単位：人

| 区 分 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|------|------|------|
| 小学部 | 12 | 14 | 16 |
| 中等部 | 9 | 7 | 7 |

【資料】学校教育課（各年5月1日現在）

2 重点的な取り組みの中間評価

伊予市第3次障がい者計画（令和3年度～令和8年度）における重点的な取り組みに関する実施状況は以下のとおりです。

(1) 総合的な相談支援体制づくり

- ・地域における障がいのある人の身近な相談機関として、障がい者相談員3名を設置し、障がいのある人やその家族の相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。
- ・市内4か所の相談支援事業所では、障がいに関する全般的な相談を受付けています。また、伊予市障害者相談支援センターでは、困難事例への対応を実施し、総合的な相談支援を行える体制整備に努めています。
- ・福祉に関する困りごとに対する相談窓口として「福祉まるごと相談窓口」を設置しています。この相談窓口において把握した複合的・複雑化した相談事例については、各関係課で情報共有を図り、支援方法について協議しています。

(2) 地域生活支援拠点の充実

- ・地域生活支援拠点は、地域における居住支援として、障害福祉サービスを提供している事業所等既存の地域資源を活用した面的整備型にて運用しており、緊急時の受入れ・対応については各事業所へ依頼しています。また、地域の課題に応じた地域生活支援拠点の必要な機能の水準や充実に向けて、近隣市町との協議を行っています。

(3) 意思疎通支援の推進

- ・障がいのある人の情報支援、意思疎通支援を行う手話奉仕員等の育成に向けて、手話奉仕員養成講座及び手話奉仕員フォローアップ講座を開催しています。
- ・福祉課への手話通訳者の設置や、手話通訳者・要約筆者等派遣事業の実施により、障がいのある人のコミュニケーション支援の充実を図っています。
- ・広報いよし等を音読し、録音して提供を行っている音読グループと協力して、毎月「声の広報」を配布し、市政に関する情報提供を行っています。

(4) 精神保健福祉の推進

- ・増加傾向にある精神保健福祉の対応ケースについて、自立支援協議会相談支援部会において協議し、情報共有を図っています。
- ・子どものこころの健康における支援の一環として、児童生徒が様々な困難や問題に直面した際の対処法を身につけることができるよう、「SOSの出し方に関する教育」を市内小中学校に対し実施しています。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健所、関係機関、ボランティアグループ等との連携体制の強化を図っています。

(5) 障がい児の支援体制の充実

- ・障がい児の支援体制充実のため、こども家庭センター、保健センター、福祉課等の関係機関からなる子育て支援連絡会において情報共有を行っています。
- ・巡回相談員による幼稚園、保育所等への訪問を通して、関係者の連携強化を図っています。
- ・支援に必要な情報を関係機関から収集・共有するためのリレーファイルについて、使用しやすい様式や効果的な活用方法について検討を行っています。
- ・保育所等訪問支援の提供が開始されたことで、集団生活の適応に向けた専門的な支援を介し、障がい児が地域での保育・教育等を受けられるよう、移行支援の強化を図っています。
- ・発達障がいのある子どもの親を対象としたペアレント・メンターカフェ（相談会）を定期的開催し、子どもの発達障がいに関する不安や悩みの共有や、ペアレント・メンターによる情報提供の機会につなげています。

(6) 市における障がい者雇用体制の強化

- ・障がいのある人に関する理解を促進するため、新規採用職員を対象に障がいのある人への対応について研修を実施しています。
- ・市では障がい者雇用推進者及び障がい者職業生活相談員を設置しており、障がい特性に配慮した適切な雇用管理を行うことで、障がいのある職員の働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

(7) 防災・防火対策の充実

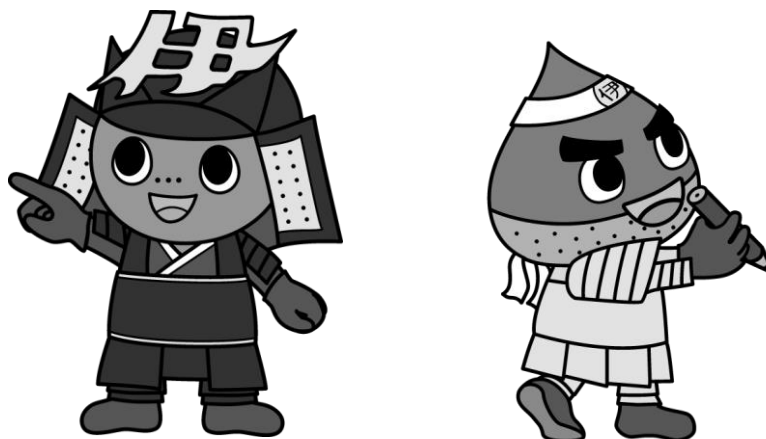
- ・医療的ケアが必要な障がいのある人に対する災害時に必要な支援の在り方について、医療機関等の関係機関と協議を行っています。
- ・市内の障がい者通所施設の避難訓練の推進や避難訓練への参加を通して、災害発生時の安全対策の充実を図っています。
- ・災害時にストマ装具が持ち出せなかった場合に備えて、自己所有のストマ装具の保管事業を引き続き実施しています。
- ・伊予市避難行動要支援者避難支援事業における優先度の高い要支援者の避難支援個別計画（あい・愛プラン）の作成について協議を行っています。

(8) 広報・啓発活動の推進

- ・市内小学校での手話出前講座の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施であり、今後開催できるように検討を進めています。
- ・広報いよしや社協だより等に障がい福祉に関する制度や障がいのある人の理解につながる情報を掲載し、市民や事業者等の理解促進のための啓発・広報活動を行っています。
- ・市内の民間企業と協力した就労継続支援B型作業所の物品販売を実施し、障がい者施設の売上向上や障がいのある人の活躍の支援につなげています。
- ・発達障がいへの広報・啓発の一環として、世界自閉症啓発デーと発達障害啓発週間に合わせて、本市職員がシンボルカラーであるブルーの服を着用しました。

(9) 文化芸術活動の推進

- ・公共施設等の展示スペースで障がい者アート展を開催するなど、障がいのある人や障がい者団体等による文化芸術活動の成果を発表できる場の確保に努めています。
- ・手をつなぐ育成会の活動の一環として、令和4年度の障がい者芸術文化祭におけるハートフルミュージカルの舞台美術作品の制作を行いました。



3 計画推進に向けた取り組むべき課題

これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、アンケート調査結果から次のような取り組むべき課題が明らかになっています。

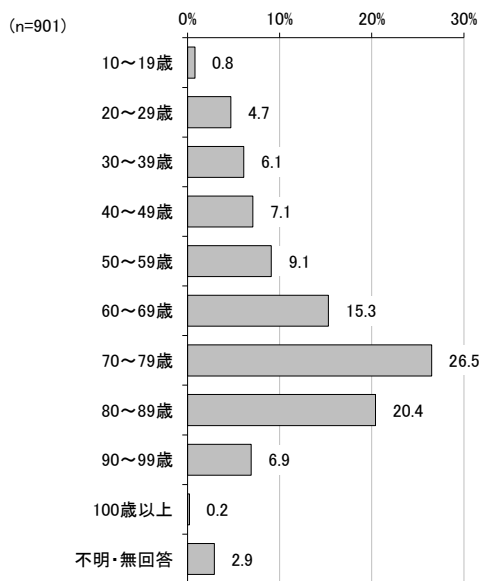
【留意点】

- ・図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

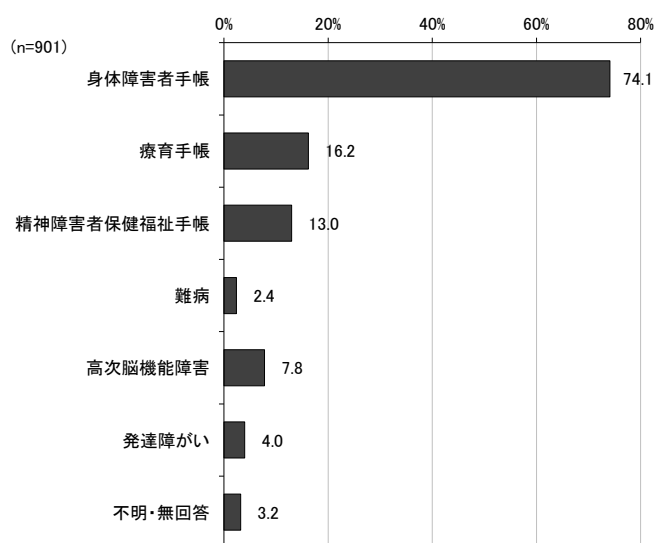
■ 回答者の状況

手帳所持者（18歳以上）

【年齢】（単数回答）

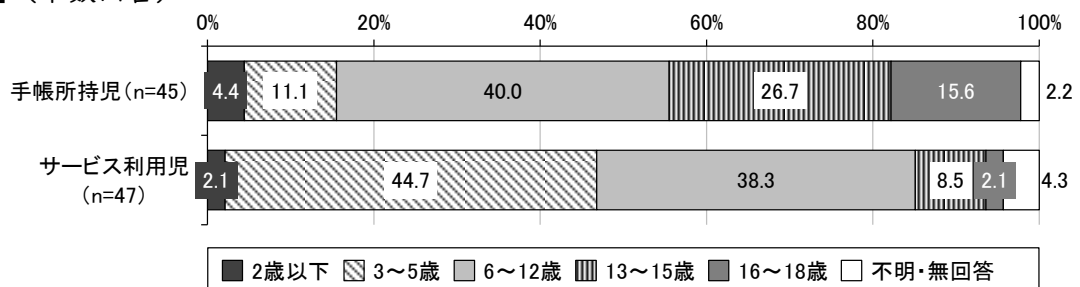


【障がいの状況】（複数回答）



手帳所持児（18歳未満）及びサービス利用児

【年齢】（単数回答）



<生活への支援について>

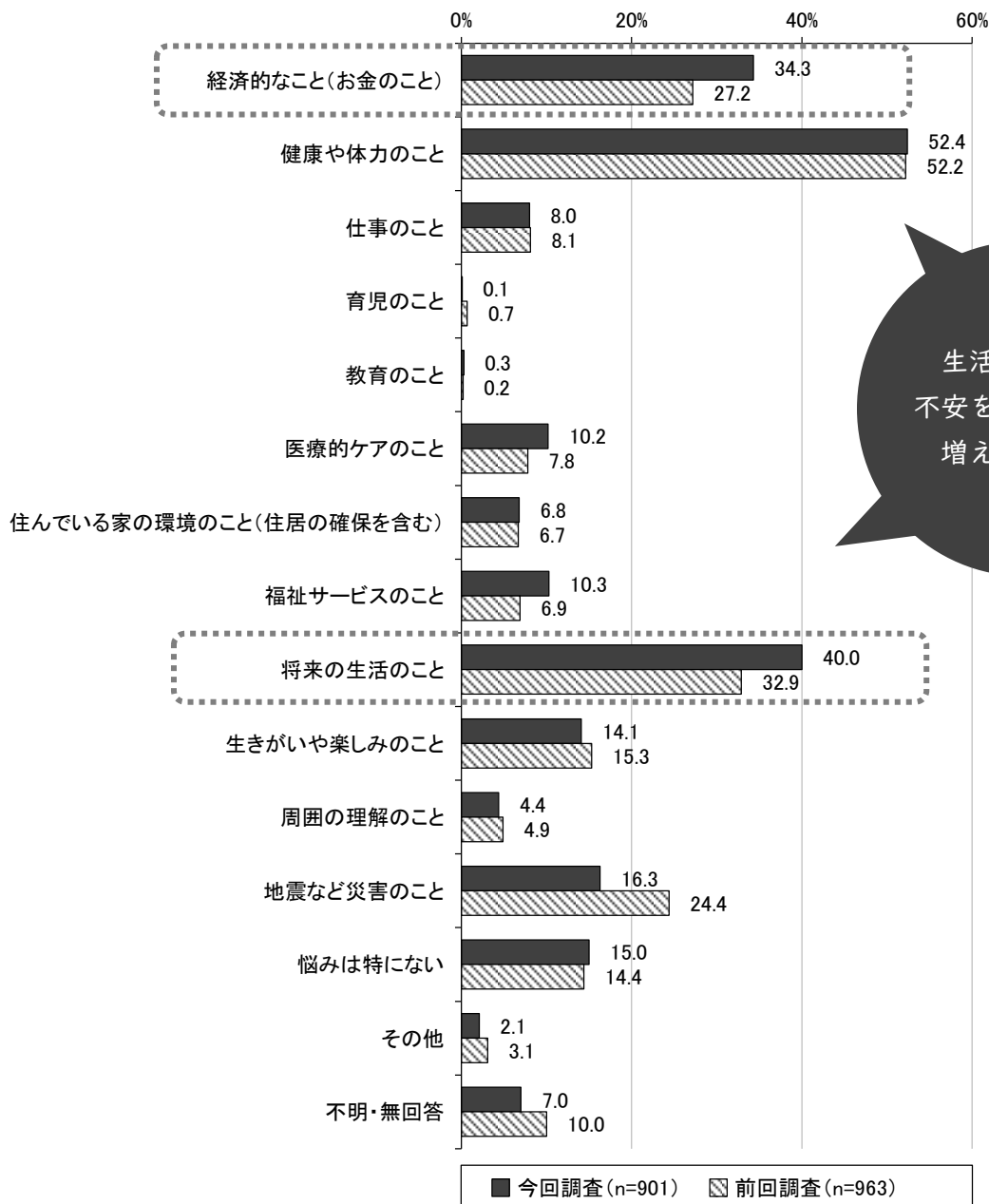
■2人に1人は「健康や体力」への不安を抱えており、将来の生活や経済的な不安を感じている人が増加しています。

○現在の生活で困っていることや不安なことでは、「健康や体力」等の身体のことや「将来の生活のこと」が高くなっています。

○「将来の生活のこと」「経済的なこと（お金のこと）」は、前回調査よりも増加しています。

手帳所持者（18歳以上）

【現在の生活で困っていることや不安なこと】（複数回答）



■在宅生活を続けるためのサービスの需要が高くなっています。

- 現在利用しているサービスについて、手帳所持者（18歳以上）では、「計画相談支援」「居宅介護（ホームヘルプ）」「生活介護」、手帳所持児（18歳未満）及びサービス利用児では、「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「障害児相談支援」が上位となっています。
- 今後利用を希望するサービスについて、手帳所持者（18歳以上）では、「居宅介護（ホームヘルプ）」「日常生活用具給付」、手帳所持児（18歳未満）及びサービス利用児では、「放課後等デイサービス」が上位となっています。

手帳所持者（18歳以上）

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位5位）】（複数回答）

| 現在利用しているサービス | | 「はい」の割合 | 今後利用を希望するサービス | | 「はい」の割合 |
|--------------|--------------|---------|---------------|---------------|---------|
| 1 | 計画相談支援 | 9.2% | 1 | 居宅介護（ホームヘルプ） | 20.2% |
| 2 | 居宅介護（ホームヘルプ） | 8.5% | 2 | 日常生活用具給付 | 19.1% |
| 3 | 生活介護 | 7.2% | 3 | 移動支援 | 18.0% |
| 4 | 就労継続支援（B型） | 6.8% | 4 | 短期入所（ショートステイ） | 17.6% |
| 4 | 日常生活用具給付 | 6.8% | 5 | 生活介護 | 17.4% |

手帳所持児（18歳未満）

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位4位）】（複数回答）

| 現在利用しているサービス | | 「はい」の割合 | 今後利用を希望するサービス | | 「はい」の割合 |
|--------------|---------------|---------|---------------|---------------|---------|
| 1 | 放課後等デイサービス | 66.7% | 1 | 放課後等デイサービス | 68.9% |
| 2 | 障害児相談支援 | 44.4% | 2 | 障害児相談支援 | 53.3% |
| 3 | 児童発達支援 | 24.4% | 3 | 短期入所（ショートステイ） | 44.4% |
| 4 | 短期入所（ショートステイ） | 17.8% | 4 | 行動援護 | 26.7% |

サービス利用児

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位4位）】（複数回答）

| 現在利用しているサービス | | 「はい」の割合 | 今後利用を希望するサービス | | 「はい」の割合 |
|--------------|--------------------|---------|---------------|------------|---------|
| 1 | 児童発達支援 | 48.9% | 1 | 放課後等デイサービス | 74.5% |
| 2 | 放課後等デイサービス | 44.7% | 2 | 児童発達支援 | 44.7% |
| 3 | 障害児相談支援 | 23.4% | 3 | 障害児相談支援 | 40.4% |
| 4 | 医療型児童発達支援、保育所等訪問支援 | 8.5% | 4 | 保育所等訪問支援 | 14.9% |

■福祉サービスの利用に際しては、サービス選択に関する情報提供へのニーズが高くなっています。

- 福祉サービスを利用するときに困ったことでは、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が最も高く、次いで「特に困ったことはない」、「どんなサービスがあるのか知らない」となっています。
- サービス事業者に関する情報提供についても回答の割合が高くなっています。

手帳所持者（18歳以上）

【福祉サービスを利用するときに困ったこと（上位5位）】（複数回答）

| | 項目 | 割合 |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | これまで福祉のサービスを利用したことがない | 35.1% |
| 2 | 特に困ったことはない | 28.9% |
| 3 | どんなサービスがあるのか知らない | 13.7% |
| 4 | どのサービス事業者がよいかわからない | 9.5% |
| 5 | サービス事業者の情報が不十分 | 8.3% |

今後の課題

【地域生活を支えるサービスや支援の充実】

地域で安心して生活できるよう、それぞれの状況やニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の提供に取り組むとともに、経済的な負担の軽減に向けて、各種手当の支給や医療費等の助成制度の周知により、利用を促進する必要があります。

【心身の健康づくり】

健康や体力への不安を抱える人が多くなっており、心身の健康を維持できるよう、医療機関とも連携し、住み慣れた地域で心身機能の維持や回復に向けた医療・リハビリテーションを受けることができる体制の充実が求められます。

【適切なサービス利用に必要な情報提供】

福祉サービスの利用に際しては、サービス選択に関する情報提供へのニーズが高くなっており、障がいのある人が必要な情報を入手しやすくするため、アクセシビリティに配慮した情報発信や、わかりやすい情報提供が必要です。

<就労・雇用について>

■現在、一般就労や福祉的就労をしている人は全体の約2割で、今後の就労意向では、一般就労が1割強となっています。

- 現在の就労形態について、全体で、「現在、仕事はしていない」が最も高く、次いで「就労移行支援若しくは就労継続支援A型/B型を利用して働いている」、「自営業をしている」となっています。
- 今後の就労意向について、全体で、「年齢や障がいのため働けない」が最も高く、次いで「働きたいと思わない」、「自宅で働きたい（自営業・内職・家事の手伝い等）」となっています。
- 療育手帳では「福祉的就労をしたい」の割合が他よりも高くなっています。

手帳所持者（18歳以上）

【現在、あなたはどのような仕事をしていますか/障がい種別】（単数回答）

| 単位：% | | 現在、仕事はしていない | 会社等で働いている社員・正職員として働いている | パートタイムやアルバイトとして働いている | 就労移行支援若しくは就労継続支援A型/B型を利用している | 地域活動支援センターのサービスを利用して働いている | 自営業をしている | 内職や自営業の手伝いをしている | わからない | その他 | 不明・無回答 |
|------------|---------------------|-------------|-------------------------|----------------------|------------------------------|---------------------------|----------|-----------------|-------|-----|--------|
| 全体 (n=901) | | 59.9 | 5.7 | 5.8 | 9.0 | 0.2 | 6.7 | 1.0 | 0.9 | 2.9 | 8.0 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳 (n=668) | 65.3 | 5.7 | 4.3 | 2.5 | 0.1 | 8.7 | 1.0 | 0.6 | 3.0 | 8.7 |
| | 療育手帳 (n=146) | 37.0 | 7.5 | 11.6 | 32.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2.1 | 2.7 | 6.2 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 (n=117) | 54.7 | 2.6 | 8.5 | 24.8 | 0.0 | 0.9 | 2.6 | 0.0 | 0.9 | 5.1 |
| | 発達障がい (n=36) | 41.7 | 2.8 | 8.3 | 41.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 5.6 | 0.0 | 0.0 |
| | その他 (n=90) | 61.1 | 5.6 | 3.3 | 10.0 | 0.0 | 4.4 | 2.2 | 1.1 | 1.1 | 11.1 |

一般就労している人は約1割

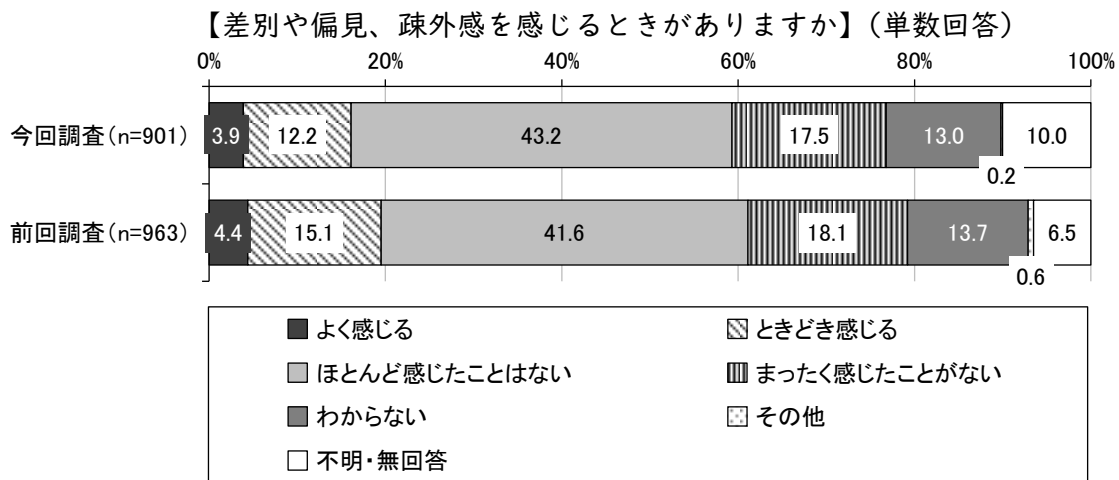
<差別の解消について>

■差別や偏見を感じることは「ほとんど感じたことはない」の割合が高いものの、手帳所持の18歳未満では、「頻繁にある+時々ある」が3割を超えています。

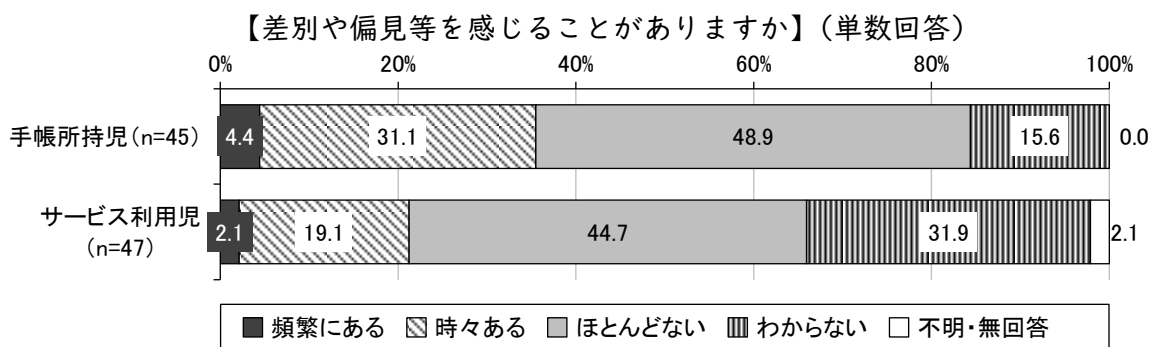
○差別や偏見等を感じる時があるかについて、手帳所持者（18歳以上）では、「ほとんど感じたことはない」が最も高く、「よく感じる」+「ときどき感じる」は1割台半ばとなっています。

○手帳所持児（18歳未満）とサービス利用児ともに、「ほとんどない」が最も高い一方で、手帳所持児（18歳未満）では、「頻繁にある+時々ある」が高くなっています。

手帳所持者（18歳以上）



手帳所持児（18歳未満）及びサービス利用児



今後の課題

【障がいのある人や障がいに対する理解の促進】

障がいのある人が自立した生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、市民一人一人が障がいについて正しく理解し、偏見や差別の解消を推進することが重要です。理解促進に向けては、より一層の広報・啓発や、学校と連携した福祉教育の充実に取り組む必要があります。

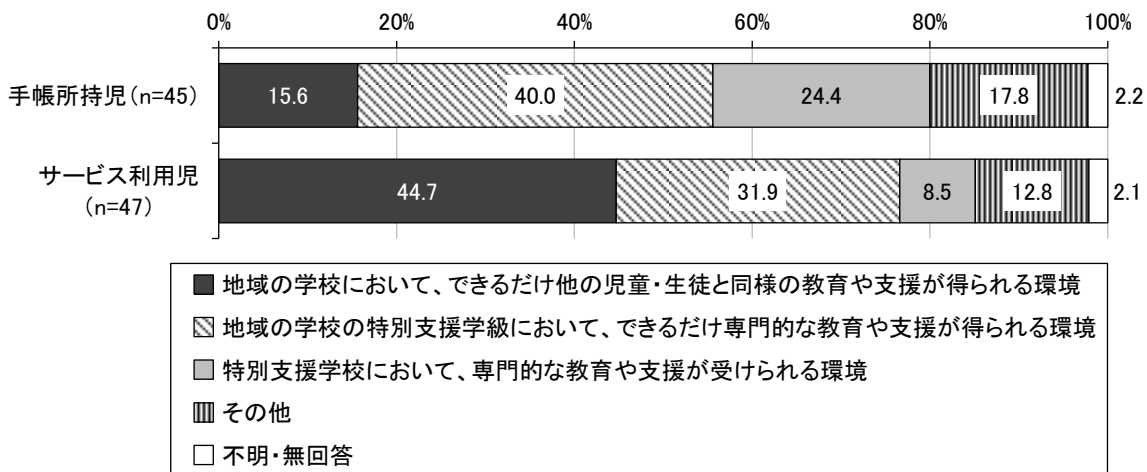
<障がい児支援について>

■地域の学校で教育や支援が受けられる環境へのニーズが高くなっています。

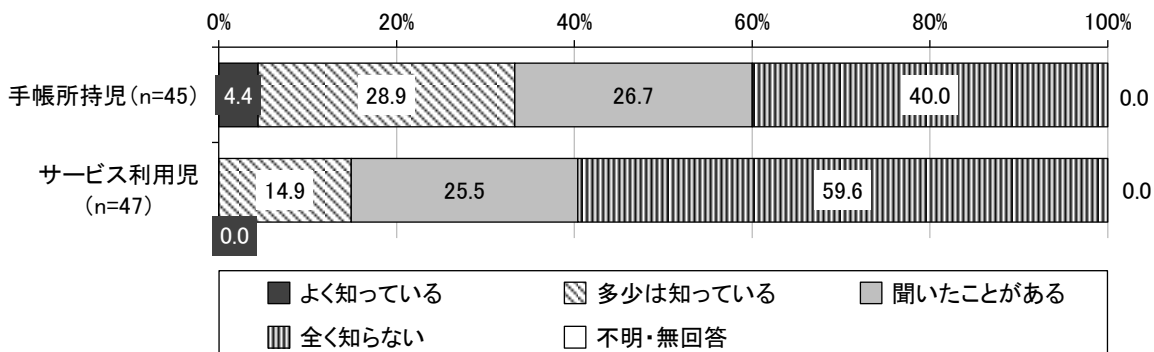
- 望ましい就学環境について、手帳所持児（18歳未満）では、「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育や支援が得られる環境」が最も高く、サービス利用児では、「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育や支援が受けられる環境」が最も高くなっています。
- ペアレント・メンターによる相談や、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングについて知っているかでは、手帳所持児（18歳未満）、サービス利用児ともに、「全く知らない」が最も高くなっています。

手帳所持児（18歳未満）及びサービス利用児

【発達に不安や障がいのある児童・生徒にとって、望ましい就学環境】（単数回答）



【ペアレント・メンターによる相談や、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングについて知っていますか】（単数回答）

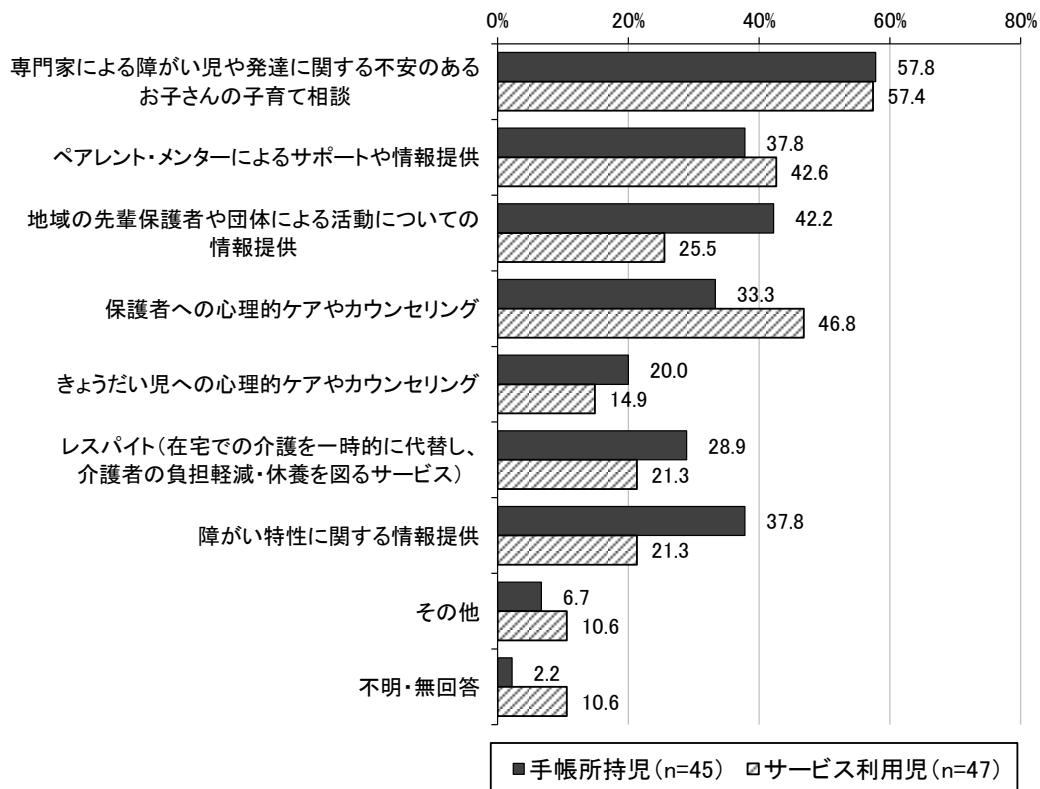


■保護者のニーズでは、専門的な子育て相談やペアレント・メンターや先輩保護者からの情報提供等が多くなっています。

○発達に不安や障がいのあるお子さんがいる保護者や家族への必要な支援では、手帳所持児（18歳未満）、サービス利用児ともに、「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」が最も高くなっています。

手帳所持児（18歳未満）及びサービス利用児

【発達に不安や障がいのあるお子さんがいる保護者や家族に対する必要な支援】（複数回答）



今後の課題

【インクルーシブ教育の推進】

地域における教育・支援ニーズが高いことから、障がいのある子ども一人一人の状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、本人の特性を尊重し、適切な保育や教育を提供できる体制の強化が必要です。

【保護者への子育て支援の充実】

保護者や家族の心理的負担の軽減を図るため、育児に不安を感じている保護者等に対する相談支援体制の強化に取り組むとともに、保護者同士が情報を共有したり悩みを相談できる機会の提供や取り組みの周知が必要です。

<家族介助者への支援について>

■介助や支援をしている家族の約3割が70歳以上となっており、休息のためのレスパイトサービスの利用意向は約2割となっています。

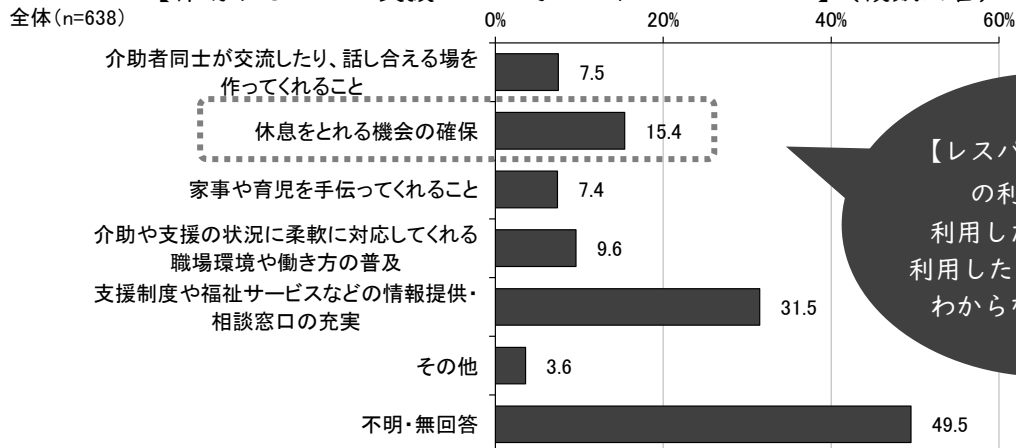
- 介助や支援をしている家族の年齢では、障がい種別にみると、[療育手帳]では「60歳代」、[発達障がい]では「50歳代」、それ以外の区分では「70歳以上」が最も高くなっています。
(不明・無回答を除く)
- 介助する人への支援では、「支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が最も高く、次いで「休息をとれる機会の確保」となっています。

手帳所持者（18歳以上）

【介助や支援をしている家族の年齢／障がい種別】（単数回答）

| 単位：% | | 30歳未満 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 不明・無回答 |
|------------|--------------------|-------|------|------|------|------|-------|--------|
| 全体 (n=638) | | 1.6 | 1.3 | 5.2 | 10.3 | 17.4 | 29.3 | 35.0 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳 (n=499) | 0.8 | 0.8 | 4.4 | 8.2 | 15.6 | 32.5 | 37.7 |
| | 療育手帳 (n=88) | 4.5 | 6.8 | 8.0 | 22.7 | 23.9 | 19.3 | 14.8 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 (n=78) | 2.6 | 0.0 | 7.7 | 12.8 | 20.5 | 21.8 | 34.6 |
| | 発達障がい (n=27) | 14.8 | 3.7 | 3.7 | 29.6 | 18.5 | 11.1 | 18.5 |
| | その他 (n=67) | 1.5 | 1.5 | 7.5 | 9.0 | 14.9 | 35.8 | 29.9 |

【介助する人への支援として力を入れてほしいこと】（複数回答）



今後の課題

【介助者の負担軽減に向けた支援】

障がいのある人の高齢化が進むことで、介助や支援を行っている家族の高齢化も伺えます。介助者の一時的な休息（レスパイト）目的のショートステイや日中一時支援事業の提供体制の充実を図り、肉体的・精神的な負担軽減を図る必要があります。

第3章 第3次障がい者計画

1 基本理念

本計画は、障害者基本法第1条に規定された、「障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念の下、基本理念を『誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり』とします。



誰もが自分らしく暮らせ、
お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり



2 基本方針

本計画は、本市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

計画の基本理念を実現するため、以下の基本方針に沿って、障がい者施策の充実を図ります。

(1) 共生社会の実現

障がいのある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活することが当たり前であるというノーマライゼーションの理念をさらに浸透させ、共生社会の実現を目指します。

(2) あらゆる差別の解消

障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、障害者差別解消法が施行されるとともに、障害者雇用促進法が改正されており、これらに基づき障がいを理由とするあらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めます。

(3) 分野横断的な障がい者施策の推進

障がいの特性や状態、生活実態や家族の状況、また、障がいでなく、ライフステージに応じたニーズや課題に対応した施策推進が必要なことから、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用、男女参画等の各分野の施策と連携し、分野横断的な障がい者施策の推進を図ります。

3 施策の展開

| 基本理念 | 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向性 |
|--|-------------------|---------------------------|--|
| 誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり | 1 共生社会の実現 | 1 自立に向けた生活支援 | 障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、相談支援体制や障害福祉サービス等の充実を図り、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。また、障がい福祉を支える専門的な人材の確保に努め、資質の向上を図ります。 |
| | | 2 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実 | 障がいのある人が確実に情報を得ることができるよう、情報提供の充実や情報のバリアフリーを推進します。また、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を行う人材の育成・確保に努めます。 |
| | | 3 保健・医療の充実 | 地域における医療体制やリハビリテーション体制の整備、精神保健福祉の推進を図り、安心して暮らせる支援体制づくりを目指します。また、精神障がいのある人の地域への円滑な移行・定着を図るため、精神疾患に対する支援の充実と、就労も含めた退院後の支援体制の構築を推進します。 |
| | 2 あらゆる差別の解消 | 4 切れ目のない療育・教育 | 障がいのある子どもやその家族への支援では、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援を地域で受けられる体制の構築を図ります。また、障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育システムを推進するとともに、障がいのある児童生徒が必要な支援のもと、十分な教育を受けられる環境整備を進めます。 |
| | | 5 雇用・就労の促進 | 一人一人の適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、多様な就労の機会の確保や柔軟な働き方を推進するなど総合的な就労支援の充実を図ります。また、障害者雇用促進法に基づく庁内や全庁的な障がい者雇用の促進を図ります。 |
| | | 6 行政サービス等における配慮 | 障害者差別解消法により、地方公共団体に義務づけられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供について全庁的な取り組みを推進するとともに、選挙等の機会には障がいの特性に応じた情報提供等の配慮を行います。 |
| | 3 分野横断的な障がい者施策の推進 | 7 安全・安心な生活環境の整備 | 障がいのある人が地域で安全・安心に暮らしていくことができるよう、障がいに配慮した住環境の確保や外出しやすい環境づくりに向けた生活空間のバリアフリー化に努めるなど、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。 |
| | | 8 防災・防犯対策の推進 | 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域での防災・防犯体制の整備や障がいのある人や高齢者等が犯罪被害の対象となることがないように、消費者被害等に関する啓発と情報提供を推進します。 |
| | | 9 差別の解消及び権利擁護の推進 | 障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、市が差別解消に向けて取り組むとともに、市民の理解と協力を得られるような相互理解や啓発活動の充実、障がいのある人の権利擁護や虐待防止等に取り組みます。 |
| | | 10 文化芸術・スポーツ等の振興 | 障がいのある人が、文化芸術活動やスポーツ等を通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図ることができるよう、身近な地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくりに努めます。 |
| | | 11 国際交流の推進 | 障がいのある人や障がい者団体の国際交流、国際協力活動への参加支援や、地域に住む外国人との交流による地域の相互理解の促進に努めます。 |

【 具体的な取り組み 】

- ▶ (1) 総合的な相談支援体制づくり【重】 (4) 日中活動の場の充実
- (2) 在宅生活の支援【重】 (5) 地域生活支援拠点の充実【重】
- (3) 経済的な支援の充実 (6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

- ▶ (1) 広報・情報提供の充実
- (2) 意思疎通支援の推進【重】

- ▶ (1) 健康づくりの推進 (4) 精神保健福祉の推進【重】
- (2) 地域における医療体制の充実 (5) 難病患者等への支援
- (3) 地域リハビリテーション体制の充実

- ▶ (1) 障がい児の支援体制の充実【重】 (3) 教育相談・進路指導の充実
- (2) 子育て支援の充実 (4) 教育環境の充実

- ▶ (1) 障がい者雇用の促進 (3) 福祉的就労の充実
- (2) 市における障がい者雇用体制の強化【重】

- ▶ (1) 行政職員の障がい者理解促進
- (2) 選挙等における配慮

- ▶ (1) 福祉のまちづくりの普及・促進 (3) 暮らしやすい居住環境の整備・改善
- (2) 外出しやすいまちづくり (4) 障がいのある人に配慮した住まいの拡充

- ▶ (1) 防災・防火対策の充実【重】
- (2) 防犯対策の充実

- ▶ (1) 福祉教育の推進 (4) 交流・ふれあいの促進
- (2) 地域福祉活動の推進 (5) 権利擁護の推進
- (3) 広報・啓発活動の推進【重】

- ▶ (1) 文化芸術活動の推進【重】
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (3) 生涯学習の充実

- ▶ (1) 障がい者等の国際交流の推進
- (2) 地域に住む外国人との交流の促進

【重】は本計画期間中に特に重点的に取り組むべき施策です。

4 重点的な取り組み

本市の現状・課題を受け、本計画期間中に特に重点的に取り組むべき施策を以下に列挙します。

(1) 総合的な相談支援体制づくり

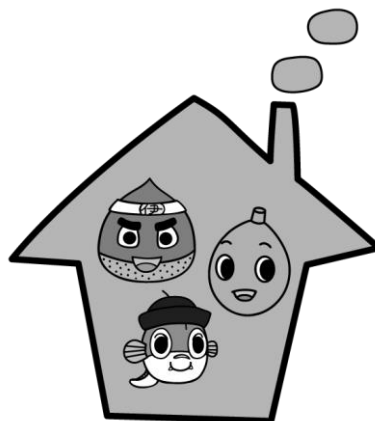
- ・障がいのある人が、生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら関係各課間の情報共有を図ります。
- ・福祉に関する総合的な相談支援をワンストップで行えるように、福祉まるごと相談窓口について周知を行うとともに、相談支援機能の強化を図ります。
- ・地域における相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化を担う機関である基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

(2) 在宅生活への支援

- ・重度の障がいがあっても希望する地域で生活できるように、障害福祉サービスの供給や経済的負担の軽減、緊急時の体制整備等多角的な支援に取り組めます。
- ・保護者や介助者が負担を抱え込み、追いつめられることのないように、レスパイト（休息）目的のショートステイの適切な利用に向け、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。

(3) 地域生活支援拠点の充実

- ・地域生活支援拠点については、地域における居住支援として、障害福祉サービスを提供している事業所等既存の地域資源を活用した面的整備型にて運用します。また、地域のニーズや課題に応じた必要な機能の水準や充足について継続的に検討し、地域生活支援拠点における機能の充実を図ります。



(4) 意思疎通支援の推進

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣を促進し、障がいのある人のコミュニケーション支援を充実させるとともに、意思疎通支援事業の周知や活用を促進します。
- ・障がい者の情報支援、意思疎通支援を行う手話奉仕員等を育成し、ボランティア活動を通して障がい者の社会参加の支援を行う環境づくりに努めます。
- ・事業所等と連携し、意思疎通や意思決定等に困難がある人の場合でも、利用者の目線にたった、利用者にとって最善の利益となるサービスの提供の推進に努めます。

(5) 精神保健福祉の推進

- ・こころの健康づくりに関する講座の開催や専門相談の実施等を通じて、うつやひきこもり、自殺予防等のメンタルヘルス対策を推進します。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用した関係機関との連携を図り、精神障がいのある人の社会復帰を支援します。
- ・精神疾患のある人の家族を対象とした学習会や座談会の実施等関係機関と連携し、家族支援体制の整備を推進します。

(6) 障がい児の支援体制の充実

- ・障がいのある子どもや発達に問題のある子ども等に対して、乳幼児期から卒業後にわたり、自立と社会参加のための総合的で一貫した支援や継続的な相談体制が整備できるよう、保健、医療、福祉、教育、就労等の各機関が連携した支援体制の充実に努めます。
- ・児童発達支援センター等における療育支援体制の充実に努めます。
- ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。
- ・発達障がいと診断されている又はその疑いのある子どもを育てており、育児に不安を感じている保護者等に対して、ペアレント・メンターカフェ（相談会）等の機会を活用し、子育てに対する不安解消に努めます。

(7) 市における障がい者雇用体制の強化

- ・計画的な市職員採用試験の実施や多様な任用形態の活用により、本市における障がいのある人の雇用の推進を図り、市の法定雇用率の維持、向上に努めます。
- ・障がいのある人に関する理解を促進するため、職員を対象とした研修を実施するなど障がい者への配慮の徹底を図ります。
- ・伊予市障害者活躍推進計画に基づき、働く意欲のある障がい者が、さらに活躍できる職場づくりを目指します。

(8) 防災・防火対策の充実

- ・伊予市避難行動要支援者避難支援事業における避難支援個別計画（あい・愛プラン）の周知や登録を促し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、災害時等の緊急時に備えた地域ぐるみの防災ネットワークづくりを推進します。
- ・避難所において、障がいのある人に対し、必要な医療や介護が提供され安心して避難できるように、福祉避難所の充実や支援者の確保、運営方針の検討を進めます。また、指定避難所においても、プライバシーの確保等障がいのある人の利用を想定した体制整備を図ります。
- ・災害時にストマ装具が持ち出せなかった場合に備えた自己所有のストマ装具の保管事業について周知を行い、制度の利用促進を図ります。

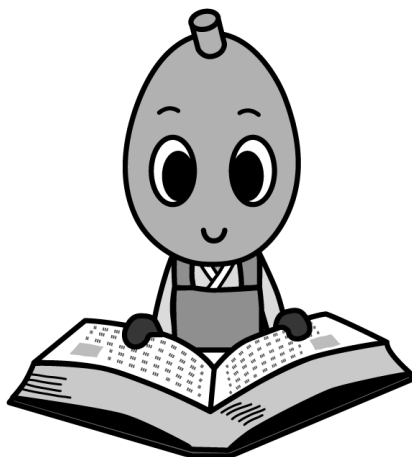


(9) 広報・啓発活動の推進

- ・市民や事業者等が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、広報いよし、ホームページ、社協だより等の多様な情報媒体を積極的に活用した啓発活動に取り組みます。
- ・自立支援協議会等との連携による研修会の実施や障がい者の作品の展示、就労事業所製品の紹介等を通じて、障がいに対する理解を推進します。
- ・市内の小・中学生を対象に、バリアフリー等の体験学習や、手話出前講座を開催し、福祉教育の充実を図ります。
- ・ヘルプマークの周知を図ることで、見た目ではわからない障がいの存在や配慮の必要性について周知を図ります。
- ・令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化されるのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。商工会議所や事業所等と連携しながら、適切な配慮の提供に向けた情報提供や啓発に取り組みます。

(10) 文化芸術活動の推進

- ・公共施設等の展示スペースやイベント等で、障がいのある人や障がい者団体等による文化芸術活動の成果を発表できる場の確保に努めます。
- ・講演会や芸術活動に障がいのある人が参加しやすい環境整備に努めるとともに、行事の際には、手話ボランティアを派遣するなど障がいに応じたきめ細かな支援を行います。



第4章 第7期障がい福祉計画

1 障がい福祉計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

第6期計画の進捗

| 項目 | 目標 | 実績 | | |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) |
| 令和5年度末までの 地域生活移行者数 | 4人 | 0人 | 0人 | 1人 (累計1人) |
| 令和5年度末の 施設入所者数 | 施設入所者数 62人 削減数 1人 | 施設入所者数 67人 (R元年度末 から4人増) | 施設入所者数 63人 (R元年度末 から増減なし) | 施設入所者数 63人 (R元年度末 から増減なし) |

第7期計画の目標設定

国の基本指針における成果目標

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする

■本市の目標設定

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|------------------------|------|---------------------------------|
| 令和8年度末時点の 地域生活移行者数 | 4人 | 施設入所から地域移行した者の数 (令和4年度の6%以上) |
| | 6.3% | |
| 令和8年度末時点の 施設入所者の削減数 | 4人 | 施設入所者の削減見込み数 (令和4年度の5%以上) |
| | 6.3% | |

■目標達成のための方策

入所者の自立状況や本人の希望を尊重し、施設や病院から地域生活へ移行を支援します。また、地域移行者が安心して生活を継続することができるよう、支援体制の充実を図るとともに、グループホーム等の居住の場の確保、訪問系サービスや日中活動系サービス等の障害福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



第 6 期計画の進捗

| 項目 | 令和 3 年度 | | 令和 4 年度 | | 令和 5 年度 (見込み) | |
|---|---------|----|---------|----|------------------|----|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 |
| ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | | | | | | |
| 開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| ② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | | | | | | |
| 保健 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 医療(精神科) | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 介護 | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 | 1人 | 1人 |
| その他 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| ③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | | | | | | |
| 目標設定 | 1回 | 0回 | 1回 | 0回 | 1回 | 0回 |
| 評価 | 1回 | 0回 | 1回 | 0回 | 1回 | 0回 |

第 7 期計画の目標設定

| 国の基本指針における成果目標 |
|--|
| ○精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上 |
| ○精神病床における 1 年以上の長期入院患者数の設定 |
| ○精神病床における早期退院率：入院後 3 か月時点 68.9%以上、入院後 6 か月時点 84.5%以上、入院後 1 年時点 91.0%以上 |

■本市の目標設定

本市が設定する成果目標はありませんが、地域包括ケアシステムの構築に向けて引き続き協議の場を継続します。

今後も、精神障がい者の地域移行や定着に向けて、共同生活援助や自立生活援助等暮らしの基盤づくりの支援を充実するとともに、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない共生社会の実現を目指します。

■本市の活動指標

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|-------|-------|-------|
| ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | | | |
| 開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| ② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | | | |
| 保健 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 医療(精神科以外) | 1人 | 1人 | 1人 |
| 介護 | 1人 | 1人 | 1人 |
| その他 | 5人 | 5人 | 5人 |
| ③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | | | |
| 目標設定 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 評価 | 1回 | 1回 | 1回 |

(3) 地域生活支援の充実

第6期計画の進捗

| 項目 | 実績 |
|--------------------------|---|
| 地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討 | 地域生活支援拠点等のニーズや課題については、基幹相談支援センター、各相談支援事業所と協議し、把握することとなっています。各事業所等と連携のもと、機能充実を図り、自立支援協議会において運用状況の確認をすることとなっています。 |

第7期計画の目標設定

| 国の基本指針における成果目標 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ○強度行動障がい有する人に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること |

■本市の目標設定

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|----------------------------|------|---|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 設置済 | 地域のニーズを把握し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります |
| コーディネーターの配置人数 | 1人 | 令和8年度末までに配置を検討します |
| 地域生活支援拠点等の運営状況の検証及び検討の実施回数 | 1回/年 | 自立支援協議会において実施します |
| 強度行動障がい有者への支援体制の整備 | 整備 | 令和8年度末までに、支援ニーズを把握し、市／圏域において、支援体制の整備を進めます |

■目標達成のための方策

地域生活支援拠点等については、運用状況の検証及び検討の機会を通して、引き続き、緊急時の受け入れをはじめとする機能の充実に努めます。

また、強度行動障がい有者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を目指します。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等



第6期計画の進捗

| 項目 | 目標 | 実績 | | |
|----------------|-------|--------------|--------------|----------------|
| | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) |
| 一般就労への移行者数 | 2人 | 4人 | 2人 | 9人 |
| 就労移行支援事業 | 2人 | 2人 | 1人 | 5人 |
| 就労継続支援A型 | 0人 | 1人 | 1人 | 2人 |
| 就労継続支援B型 | 0人 | 1人 | 0人 | 2人 |
| 就労定着支援利用者数 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 就労定着率8割以上の事業所数 | 1事業所 | 市内に 事業所なし | 市内に 事業所なし | — |

第7期計画の目標設定

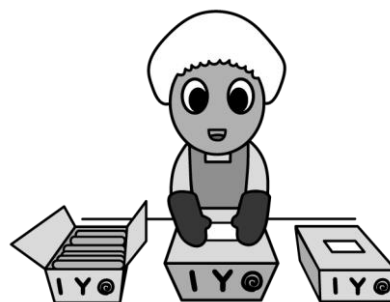
| 国の基本指針における成果目標 |
|--|
| <p>○就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中の一般就労への移行について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める</p> <p>（就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上）</p> <p>（就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上）</p> <p>（就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上）</p> <p>○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の就労移行支援事業所の5割以上とすることを基本とする</p> <p>○令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上を基準とする</p> <p>○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とすることを基準とする</p> |

■本市の目標設定

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---------------------------------|----------------|-------------------------------------|
| 一般就労移行者数 | 7人 | 令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 |
| | 就労移行支援事業 3人 | 令和8年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 |
| | 就労継続支援A型 2人 | 令和8年度において就労継続支援A型事業を利用し、一般就労する人の数 |
| | 就労継続支援B型 2人 | 令和8年度において就労継続支援B型事業を利用し、一般就労する人の数 |
| 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合 | — | 現在、市内に就労移行支援事業所がないため、今後の動向に応じて設定します |
| 就労定着支援事業利用者数 | 5人 | 令和8年度において、就労定着支援事業を利用した人の数 |
| 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合 | — | 現在、市内に就労定着支援事業がないため、今後の動向に応じて設定します |

■目標達成のための方策

福祉施設に通所している障がいのある人が、就労移行支援事業等のサービスを利用することにより、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援体制を強化し、一般就労への移行を目指します。



(5) 相談支援体制の充実・強化等



第6期計画の進捗

| 項目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 (見込み) | |
|-----------------------|-------|-----|-------|-----|----------------|-----|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 |
| ① 総合的・専門的な相談支援 | | | | | | |
| 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ② 地域の相談支援体制の強化 | | | | | | |
| 指導・助言件数 | 1件 | 32件 | 1件 | 41件 | 1件 | 32件 |
| 人材育成の支援件数 | 1件 | 2件 | 1件 | 2件 | 1件 | 2件 |
| 連携強化の取り組みの実施回数 | 12回 | 9回 | 12回 | 11回 | 12回 | 11回 |

第7期計画の目標設定

| 国の基本指針における成果目標 |
|---------------------------------------|
| ○各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置する |
| ○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う |

■本市の目標設定

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|--|------|--|
| 基幹相談支援センターの設置 | 設置済み | 平成26年4月に設置済み |
| 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための協議会の体制確保 | 確保 | 個別事例の検討を通じて、地域における障がい者支援体制の整備の取り組みを着実に進めます |

■本市の活動指標の設定

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 相談支援事業所に対する指導・助言件数 | 10件 | 10件 | 10件 |
| 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 | 2件 | 2件 | 2件 |
| 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数 | 10回 | 10回 | 10回 |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 主任相談支援専門員の配置数 | 1人 | 1人 | 1人 |

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------------|-------|-------|-------|
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度） | 1回 | 1回 | 1回 |
| 参加事業者・機関数 | 5機関 | 5機関 | 5機関 |
| 協議会の専門部会の設置数 | 3部会 | 3部会 | 3部会 |
| 協議会の専門部会の実施回数（頻度） | 1回 | 1回 | 1回 |

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第6期計画の進捗

| 項目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 (見込み) | |
|------------------------------------|-------|----|-------|----|----------------|----|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 |
| ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | | | | | | |
| 参加人数 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 | 0人 |
| ②障害者自立支援給付支払等システムによる審査結果の共有 | | | | | | |
| 共有体制の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 無 |
| 共有回数 | 0回 | 0回 | 0回 | 0回 | 1回 | 0回 |

第7期計画の目標設定

| |
|--------------------------------------|
| 国の基本指針における成果目標 |
| ○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する |

■本市の目標設定

本市が設定する成果目標はありませんが、国の基本指針や県の方針を踏まえ、県等が実施する研修等への参加を通じて、サービスの質向上のための体制を構築します。

■本市の活動指標

| 項目 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | | | |
| 参加人数 | 1人 | 1人 | 1人 |

2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 障害福祉サービスの概要

① 訪問系サービス

| | |
|------------|--|
| 居宅介護 | 自宅で入浴、排せつ、食事等の介助や通院等の補助を行います |
| 重度訪問介護 | 重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助を行います |
| 行動援護 | 知的障がい、精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、危険回避のための援護や外出時の移動の補助等を行います |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します |
| 同行援護 | 重度の視覚障がいのある人の外出の手伝い等を行います |

② 日中活動系サービス

| | |
|---------------|---|
| 生活介護 | 常に介護が必要な人に、施設での入浴や排せつ、食事の介護や、軽作業等の生産活動、創作的活動等の機会を提供します |
| 自立訓練（機能訓練） | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障がい者に対し、身体機能のリハビリテーションや歩行支援、コミュニケーションや家事等の支援を行います |
| 自立訓練（生活訓練） | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障がい者に対し、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行います |
| 就労移行支援 | 一般企業や在宅での就労を希望する人に対し、事業所内における作業や実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性に合った職場探し等の支援を行います |
| 就労継続支援（A型） | 一般就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や一般就労に必要な知識及び能力向上のための支援を行います |
| 就労継続支援（B型） | 年齢や体力面等で雇用されることが困難な人に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います（雇用契約なし） |
| 就労選択支援 | 障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労支援を行います |
| 療養介護 | 医療が必要で、常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供します |
| 就労定着支援 | 一般就労に移行した人に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います |
| 短期入所（福祉型・医療型） | 在宅の障がい者（児）を介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します |

③ 居住系サービス

| | |
|--------|---|
| 共同生活援助 | <p>共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います</p> <p>介護サービス包括型：事業所の従業者が対応</p> <p>外部サービス利用型：外部の居宅介護事業所に委託</p> <p>日中サービス支援型：重度化・高齢化に対応できる新たなる類型として平成30年に創設、重度の障がい者等に対し常時の支援体制を確保</p> |
| 施設入所支援 | 施設に入所している障がい者に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います |
| 自立生活援助 | 入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います |

④ 相談支援

| | |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障がい者（児）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を考慮し利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス利用計画を作成するとともに、その計画に基づくサービスの利用支援及び継続利用支援を行います |
| 地域移行支援 | 住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います |
| 地域定着支援 | 居宅において、単身等で生活する障がい者を対象に、連絡体制を常時確保し、障がいの特性等に起因して生じた緊急の事態において相談や支援を行います |

(2) 第6期計画の実績



| サービス名 | | 令和3年度 | | | | |
|-----------|--------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|-------|
| | | 目標 | | 実績 | | |
| 訪問系サービス | | 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) | 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) | |
| | 居宅介護 | 69 | 929 | 71 | 760 | |
| | 重度訪問介護 | 1 | 200 | 1 | 167 | |
| | 行動援護 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 重度障害者等包括支援 同行援護 | 0 6 | 0 110 | 0 7 | 0 92 | |
| 日中活動系サービス | | 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) | |
| | 生活介護 | 108 | 2,308 | 122 | 2,273 | |
| | 自立訓練（機能訓練） | 1 | 20 | 1 | 22 | |
| | 自立訓練（生活訓練） | 1 | 20 | 0 | 0 | |
| | 就労移行支援 | 9 | 181 | 13 | 115 | |
| | 就労継続支援（A型） | 44 | 889 | 52 | 875 | |
| | 就労継続支援（B型） | 129 | 2,291 | 152 | 2,310 | |
| | 療養介護 | 3 | | 2 | | |
| | 就労定着支援 | 2 | | 2 | | |
| | | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | |
| | 短期入所（福祉型） | 14 | 123 | 27 | 55 | |
| | 短期入所（医療型） | 3 | 18 | 0 | 0 | |
| 居住系サービス | | 実人数 (人/月) | | 実人数 (人/月) | | |
| | 共同生活援助 | 52 | | 63 | | |
| | 施設入所支援 （うち加齢児） | 64 (4) | | 69 (0) | | |
| | 自立生活援助 | 4 | | 0 | | |
| 相談支援 | | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | |
| | 計画相談支援 | 支給決定件数 | 29 | 351 | 32 | 367 |
| | | 請求件数 | 110 | 1,320 | 110 | 1,319 |
| | 地域移行支援 | 支給決定件数 | 1 | 12 | 0 | 0 |
| | | 請求件数 | 1 | 12 | 0 | 0 |
| | 地域定着支援 | 支給決定件数 | 1 | 12 | 0 | 0 |
| 請求件数 | | 1 | 12 | 0 | 0 | |

| 令和4年度 | | | | 令和5年度（見込み） | | | |
|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| 目標 | | 実績 | | 目標 | | 実績 | |
| 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) | 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) | 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) | 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) |
| 72 | 970 | 67 | 722 | 74 | 997 | 67 | 746 |
| 1 | 200 | 1 | 166 | 1 | 200 | 3 | 255 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 110 | 8 | 128 | 6 | 110 | 10 | 143 |
| 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) |
| 108 | 2,308 | 118 | 2,169 | 108 | 2,308 | 129 | 2,491 |
| 1 | 20 | 1 | 2 | 1 | 20 | 0 | 0 |
| 1 | 20 | 0 | 0 | 1 | 20 | 0 | 0 |
| 12 | 242 | 15 | 167 | 16 | 322 | 13 | 214 |
| 45 | 909 | 50 | 911 | 46 | 929 | 44 | 898 |
| 135 | 2,398 | 156 | 2,396 | 141 | 2,504 | 139 | 2,433 |
| 3 | | 2 | | 3 | | 2 | |
| 3 | | 2 | | 4 | | 2 | |
| 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) |
| 16 | 140 | 22 | 82 | 18 | 158 | 18 | 121 |
| 3 | 18 | 0 | 0 | 3 | 18 | 0 | 0 |
| 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) |
| 52 | 64 | 52 | 61 | 52 | 61 | 52 | 61 |
| 63 | 66 | 62 | 65 | 62 | 65 | 62 | 65 |
| (4) | (0) | (4) | (0) | (4) | (0) | (4) | (0) |
| 4 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 |
| 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) |
| 30 | 363 | 48 | 393 | 31 | 375 | 35 | 392 |
| 115 | 1,380 | 112 | 1,349 | 120 | 1,440 | 117 | 1,404 |
| 1 | 12 | 0 | 0 | 1 | 12 | 0 | 0 |
| 1 | 12 | 0 | 0 | 1 | 12 | 0 | 0 |
| 1 | 12 | 0 | 0 | 1 | 12 | 0 | 0 |
| 1 | 12 | 0 | 0 | 1 | 12 | 0 | 0 |

(3) 第7期計画の目標



| サービス名 | | 第7期計画期間 | | | | | |
|------------|-------------|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
| 訪問系サービス | | 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) | 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) | 実人数 (人/月) | 延べ時間 (時間/月) |
| | 居宅介護 | 68 | 762 | 70 | 784 | 73 | 818 |
| | 重度訪問介護 | 3 | 300 | 3 | 300 | 3 | 300 |
| | 行動援護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 重度障害者等包括支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 同行援護 | 10 | 145 | 11 | 160 | 12 | 174 |
| 日中活動系サービス | | 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ日数 (人日/月) |
| | 生活介護 | 134 | 2,546 | 137 | 2,603 | 142 | 2,698 |
| | (うち重度障がい者) | 26 | 476 | 27 | 487 | 28 | 505 |
| | 自立訓練(機能訓練) | 1 | 20 | 1 | 20 | 1 | 20 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 2 | 40 | 2 | 40 | 2 | 40 |
| | (うち精神障がい者) | 1 | 20 | 1 | 20 | 1 | 20 |
| | 就労移行支援 | 16 | 240 | 18 | 270 | 20 | 300 |
| | 就労継続支援(A型) | 52 | 988 | 55 | 1,045 | 58 | 1,102 |
| | 就労継続支援(B型) | 160 | 2,560 | 162 | 2,592 | 164 | 2,624 |
| | 就労選択支援 | | | 0 | | 1 | |
| | 療養介護 | 2 | | 2 | | 2 | |
| | 就労定着支援 | 3 | | 4 | | 5 | |
| | | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) |
| | 短期入所(福祉型) | 23 | 92 | 25 | 100 | 27 | 108 |
| | (うち重度障がい者) | 3 | 28 | 3 | 32 | 3 | 33 |
| | 短期入所(医療型) | 3 | 18 | 3 | 18 | 3 | 18 |
| (うち重度障がい者) | 1 | 6 | 1 | 6 | 1 | 6 | |
| 居住系サービス | | 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) | 実人数 (人/月) | | | |
| | 共同生活援助 | 64 | 67 | 71 | | | |
| | (介護サービス包括型) | 60 | 63 | 67 | | | |
| | (外部サービス利用型) | 0 | 0 | 0 | | | |
| | (日中サービス支援型) | 4 | 4 | 4 | | | |
| | (うち精神障がい者) | 17 | 18 | 19 | | | |
| | (うち重度障がい者) | 8 | 9 | 9 | | | |
| | 施設入所支援 | 64 | 62 | 59 | | | |
| | (うち加齢児) | (1) | (1) | (1) | | | |
| 自立生活援助 | 3 | 3 | 3 | | | | |
| (うち精神障がい者) | 0 | 0 | 0 | | | | |

| サービス名 | | 第7期計画期間 | | | | | | |
|-------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | | |
| 相談支援 | | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | |
| | 計画相談 支援 | 支給決定件数 | 40 | 440 | 42 | 462 | 44 | 484 |
| | | 請求件数 | 121 | 1,452 | 124 | 1,488 | 129 | 1,548 |
| | 地域移行 支援 | 支給決定件数 | 2 | 24 | 2 | 24 | 2 | 24 |
| | | 請求件数 | 2 | 24 | 2 | 24 | 2 | 24 |
| | | (うち精神障がい者) | 1 | 12 | 1 | 12 | 1 | 12 |
| | 地域定着 支援 | 支給決定件数 | 2 | 24 | 2 | 24 | 2 | 24 |
| | | 請求件数 | 2 | 24 | 2 | 24 | 2 | 24 |
| | | (うち精神障がい者) | 1 | 12 | 1 | 12 | 1 | 12 |

※重度障がい者：強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等



(4) 障害福祉サービスにおける確保の方策



① 訪問系サービス

- ・現在、市内には居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所が各1か所ずつあります。
- ・障がいのある人の居宅生活を支える重要なサービスであり、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据え、受け皿となる事業所の拡大を図るとともに、介護保険事業所を含めた多様な事業所の参入を働きかけます。
- ・障がいのある人のニーズに合った必要な支援を提供するためには、支援者の確保が不可欠となっており、愛媛県の実施する人材確保促進事業等の制度を活用したヘルパー人員の確保を支援するなど事業所に対しても働きかけます。

② 日中活動系サービス

- ・現在、市内には生活介護事業所が1か所、就労継続支援（B型）事業所が4か所、短期入所事業所が2か所あります。
- ・障がいのある人の希望や特性に応じた多様な活動の場の整備を進めるため、今後も既存事業所を活用し、障がいのある人が身近な地域で希望するサービスを受けられる体制を確保します。
- ・障がいのある人の就労の機会の拡大に向けて、障がいのある人が安心して働き続けられるよう就労支援や定着支援体制の充実を図るとともに、就労系サービス事業所との連携と支援の強化に努めます。また、新設される予定の就労選択支援についても情報提供を行い、サービスの周知とニーズの把握に努めます。
- ・市内に事業所のないサービスに関しては、広域でのサービス提供ができるように、近隣市町との連携を図り、需要に応じた提供体制を確保します。

③ 居住系サービス

- ・現在、市内には共同生活援助（グループホーム）事業所が2か所あります。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、親亡き後や地域移行を見据えた受け皿として重要な役割が期待されるため、市内あるいは近隣市町等で活動する社会福祉法人等にグループホームの設置を引き続き働きかけます。

④ 相談支援

- ・現在、市内には相談支援事業所が4か所あります。
- ・「計画相談支援」については、サービス等利用計画の作成を必要とする人が適切に相談支援事業所を利用できるよう、人材育成・体制の充実に努めます。
- ・障がい者の個々の状況に応じた適切な相談支援を行えるよう、家族への支援も含め関係機関との連携強化を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 地域生活支援事業のサービスの概要

| | |
|-------------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業 | 障がいのある人等が日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います |
| 障害者相談支援事業 | 障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します |
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービスを利用若しくは利用しようとする知的障がいのある人、又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて若しくは一部について補助を行います |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等を派遣します |
| 日常生活用具給付等事業 | 在宅で生活している重度障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具を給付します |
| 移動支援事業 | 地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援をします |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流活動への参加支援を行います |
| 日中一時支援事業 | 障がい者や障がい児の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者を介護している家族の就労支援や一時的な休息を図ります |

(2) 第6期計画の実績



| サービス名 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度(見込み) | |
|--------------------------|-------|-----|-------|-----|------------|-------|
| | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 | 目標 | 実績 |
| 理解促進研修・啓発事業(実施の有無) | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業 | | | | | | |
| 障害者相談支援事業(か所) | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業(実施の有無) | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度利用支援事業(件) | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 意思疎通支援事業 | | | | | | |
| 手話通訳者派遣事業(人) | 2 | 4 | 2 | 3 | 2 | 3 |
| 要約筆記者派遣事業(人) | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 市主催派遣事業(件) | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 日常生活用具給付等事業(件) | 1,054 | 897 | 1,054 | 932 | 1,054 | 1,040 |
| 介護・訓練支援用具 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 |
| 自立生活支援用具 | 7 | 6 | 7 | 4 | 7 | 4 |
| 在宅療養等支援用具 | 5 | 5 | 5 | 0 | 5 | 3 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 43 | 6 | 43 | 39 | 43 | 41 |
| 排せつ管理支援用具 | 995 | 877 | 995 | 885 | 995 | 990 |
| 住宅改修費 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 移動支援事業(人) | 30 | 18 | 30 | 17 | 30 | 19 |
| 身体障がい者 | 8 | 4 | 8 | 4 | 8 | 5 |
| 知的障がい者 | 16 | 10 | 16 | 8 | 16 | 9 |
| 精神障がい者 | 6 | 4 | 6 | 5 | 6 | 5 |
| 地域活動支援センター機能強化事業(人) | 22 | 21 | 22 | 21 | 22 | 22 |
| 日中一時支援事業(人) | 15 | 10 | 15 | 8 | 15 | 8 |

(3) 第7期計画の目標

| サービス名 | 第7期計画期間 | | |
|------------------------------|---------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 理解促進研修・啓発事業（実施の有無） | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業 | | | |
| 障害者相談支援事業（か所） | 4 | 4 | 4 |
| 基幹相談支援センター等 機能強化事業（実施の有無） | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度利用支援事業（件） | 1 | 1 | 1 |
| 意思疎通支援事業 | | | |
| 手話通訳者派遣事業（人） | 3 | 3 | 3 |
| 要約筆記者派遣事業（人） | 2 | 2 | 2 |
| 市主催派遣事業（件） | 2 | 2 | 2 |
| 日常生活用具給付等事業（件） | 1,059 | 1,069 | 1,079 |
| 介護・訓練支援用具 | 3 | 3 | 3 |
| 自立生活支援用具 | 7 | 7 | 7 |
| 在宅療養等支援用具 | 5 | 5 | 5 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 43 | 43 | 43 |
| 排せつ管理支援用具 | 1,000 | 1,010 | 1,020 |
| 住宅改修費 | 1 | 1 | 1 |
| 移動支援事業（人） | 20 | 22 | 24 |
| 身体障がい者 | 5 | 5 | 5 |
| 知的障がい者 | 9 | 9 | 9 |
| 精神障がい者 | 6 | 8 | 10 |
| 地域活動支援センター機能強化事業（人） | 22 | 22 | 22 |
| 日中一時支援事業（人） | 10 | 10 | 10 |

(4) 地域生活支援事業における確保の方策



- ・理解促進研修・啓発事業については、広報紙やホームページ等へ障がい理解を進める啓発記事等の掲載や講演会を開催します。
- ・相談支援事業については、障がいのある人やその家族が気軽に相談できる先として相談支援事業所や基幹相談支援センターを認知してもらうために、パンフレットやホームページ、研修会等を通して周知します。
- ・成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人の生活実態やニーズ等を考慮しながら、広報や相談支援事業等を通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。
- ・意思疎通支援事業については、今後も必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、事業の周知を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者の人材の確保に努めます。
- ・日常生活用具給付等事業については、利用希望者一人一人の状況に合わせた適切な用具の給付に努めるとともに、本市の窓口や相談支援事業所等を通じて、事業の周知を行います。
- ・移動支援事業については、今後も移動手段の確保に関するニーズや障がいのある人の社会参加を促進するためにも、安定したサービスの確保と質の向上を図ります。

第5章 第3期障がい児福祉計画

I 障がい児福祉計画における成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

第2期計画の進捗

| 項目 | 目標 | 実績 | | |
|---|-------|-------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 児童発達支援センターの設置 | 設置済み | 設置済み | 設置済み | 設置済み |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 構築済み | 構築済み | 構築済み | 構築済み |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保 | 確保済み | 確保済み | 確保済み | 確保済み |
| 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | 設置済み | 設置済み | 設置済み | 設置済み |

第3期計画の目標設定

国の基本指針における成果目標

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する
- 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1か所以上確保する
- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

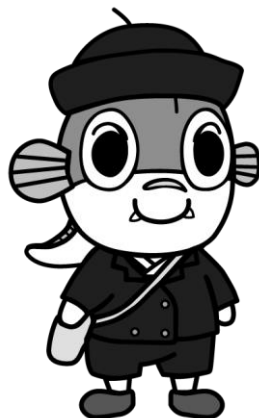
■本市の目標設定

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|-------|--|
| 児童発達支援センターの設置 | 1か所以上 | 令和2年11月に1か所設置済み |
| 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築 | 構築 | 児童発達支援センターの地域でのインクルージョン推進の中核としての機能を充実するとともに、保育所等の育ちの場において、連携、協力しながら支援を行う体制を構築します |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保 | 確保済み | 圏域において確保済みのため、利用ニーズに応じた提供体制の確保を継続します |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 設置済み | 伊予市自立支援協議会において協議の場を設置しています |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 配置済み | コーディネーター4人を配置しており、今後も継続します |

■目標達成のための方策

障がい児支援のための地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進が重要となっており、児童発達支援センターを中心に、今後も地域の障がい児支援の体制強化を図ります。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児等特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保に向けては、コーディネーターや協議の場を活用し、医療的ケア児やその家族の相談、情報提供、助言、その他支援の充実を図ります。



2 障害児通所支援等の見込量と確保の方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援のサービスの概要

| | |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 未就学の障がいのある子どもへ、日常生活の動作の支援や集団生活に慣れるための支援を行います |
| 医療型児童発達支援 | 障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与等の支援を実施します |
| 保育所等訪問支援 | 障がい児が通う保育所等へ訪問し、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います |
| 放課後等デイサービス | 障がいのある学齢期の子どもの放課後や夏休み等の居場所として、生活能力向上のための支援等を行います |
| 障害児相談支援 | 障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います |

(2) 第2期計画の実績と第3期計画の目標

① 児童発達支援

■第2期計画の実績

| 福祉型 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度（見込み） | |
|-----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） |
| 目標 | 31 | 425 | 34 | 466 | 38 | 521 |
| 実績 | 51 | 520 | 59 | 567 | 53 | 876 |

| 医療型 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度（見込み） | |
|-----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） |
| 目標 | 1 | 4 | 1 | 4 | 1 | 4 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■第3期計画の目標

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） |
| 目標 | 66 | 849 | 73 | 940 | 78 | 1,005 |

※令和6年4月より福祉型と医療型が一元化されます。

② 居宅訪問型児童発達支援

■第2期計画の実績

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度（見込み） | |
|----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） |
| 目標 | 2 | 8 | 2 | 8 | 2 | 8 |
| 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■第3期計画の目標

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） |
| 目標 | 2 | 8 | 2 | 8 | 2 | 8 |

③ 保育所等訪問支援

■第2期計画の実績

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度（見込み） | |
|----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） |
| 目標 | 3 | 15 | 3 | 15 | 3 | 15 |
| 実績 | 2 | 3 | 4 | 4 | 3 | 9 |

■第3期計画の目標

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） |
| 目標 | 5 | 15 | 6 | 18 | 7 | 21 |

④ 放課後等デイサービス

■第2期計画の実績

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度（見込み） | |
|----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） | 実人数 （人/月） | 延べ人数 （人日/月） |
| 目標 | 120 | 1,217 | 125 | 1,263 | 130 | 1,318 |
| 実績 | 84 | 1,034 | 156 | 1,057 | 163 | 1,219 |

■第3期計画の目標

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) | 実人数 (人/月) | 延べ人数 (人日/月) |
| 目標 | 170 | 2,040 | 181 | 2,172 | 194 | 2,328 |

⑤ 障害児相談支援

■第2期計画の実績

| | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度(見込み) | |
|------------|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) |
| 支給決定 件数 | 目標 | 10 | 120 | 12 | 146 | 14 | 171 |
| | 実績 | 29 | 131 | 25 | 151 | 30 | 179 |
| 請求件数 | 目標 | 33 | 403 | 36 | 439 | 40 | 488 |
| | 実績 | 39 | 470 | 39 | 462 | 43 | 516 |

■第3期計画の目標

| | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|------------|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) | 累積人数 (人/月) | 累積人数 (人/年) |
| 支給決定 件数 | 目標 | 35 | 210 | 38 | 228 | 41 | 246 |
| 請求件数 | 目標 | 49 | 588 | 56 | 672 | 64 | 768 |

⑥ 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

■第2期計画の実績

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度(見込み) | |
|----|-------|--|-------|--|------------|--|
| | 人数 | | 人数 | | 人数 | |
| 目標 | 2 | | 2 | | 2 | |
| 実績 | 2 | | 2 | | 4 | |

■第3期計画の目標

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| | 人数 | | 人数 | | 人数 | |
| 目標 | 4 | | 4 | | 4 | |

(3) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

| 目標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|-------|-------|-------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（保護者） | 0人 | 1人 | 2人 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者） | 5人 | 5人 | 5人 |
| ペアレント・メンターの人数 | 2人 | 2人 | 2人 |

(4) 障害児通所支援等における確保の方策

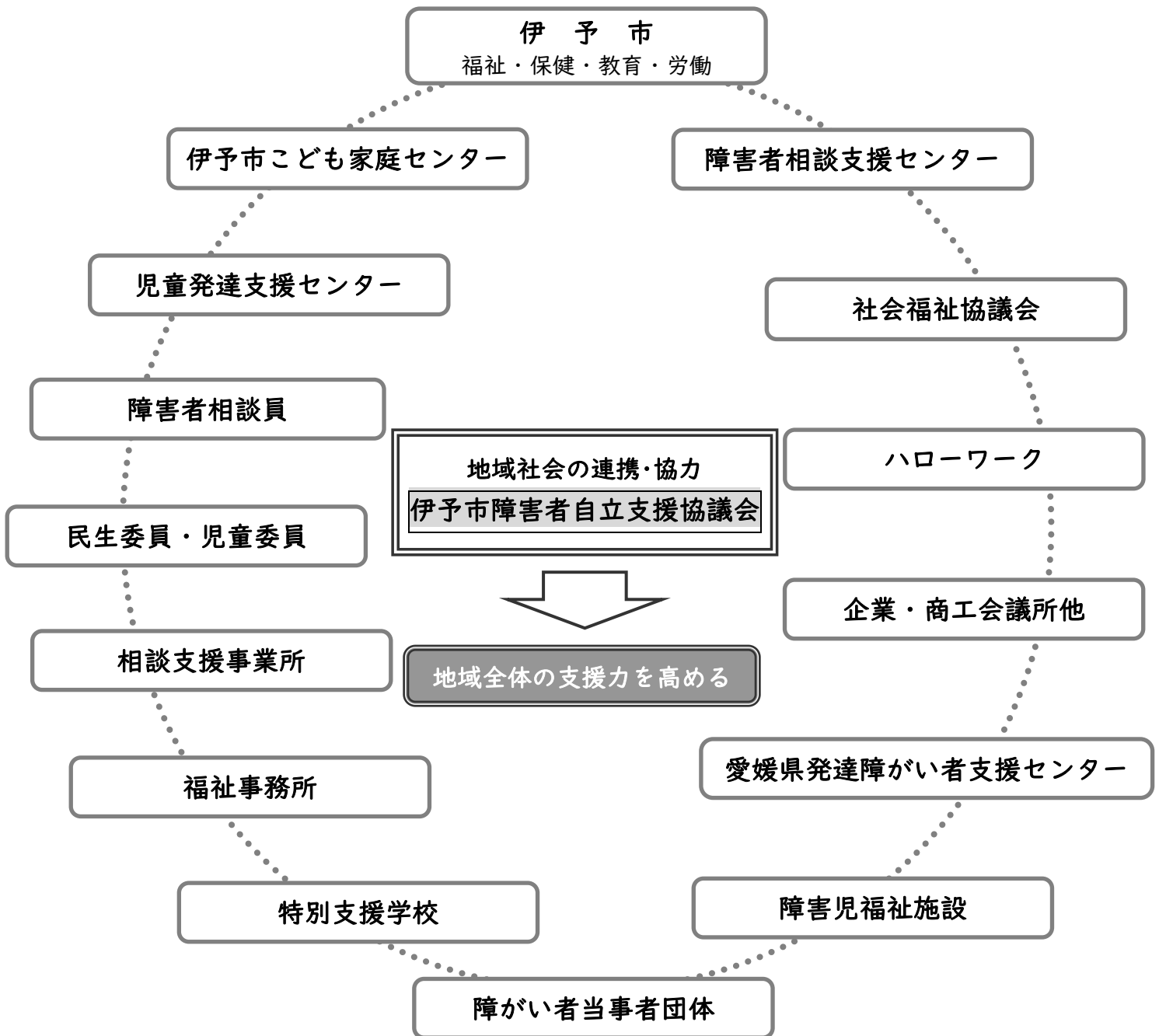
- ・障がい児の療育や訓練、日中活動の場について、今後もニーズが高まるものと見込んでいます。そのため、障がい児の健やかな育成と発達支援を図るために、関係機関と連携した支援体制の構築に努めます。
- ・障がい児の発達の段階や障がいの状態等個々の状況に応じた支援が受けられるよう、サービス提供事業所や相談支援事業所等の関係機関との情報共有を図り、適切なサービスの提供につなげます。
- ・医療的ケア児に対するコーディネーターを、福祉課と保健センターに配置し、医療的ケア児支援のための協議の場を活用しながら、医療的ケア児支援を総合的に調整します。
- ・県が実施するペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の講習について、児童発達支援センター等の関係機関を通じ、保護者等へ積極的に情報の周知を図ります。

第6章 計画の推進

I 計画の推進に当たって

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、伊予市障害者自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。



(2) 連携の強化

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど事業参入しやすい環境づくりに努めるとともに、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるように、事業所情報の広報を行います。

また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町と連携して提供体制の充実に取り組みます。

さらに、計画を円滑に推進していくため、福祉課が中心となり、保健、医療及び福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等障がい者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(3) 計画の広報・周知

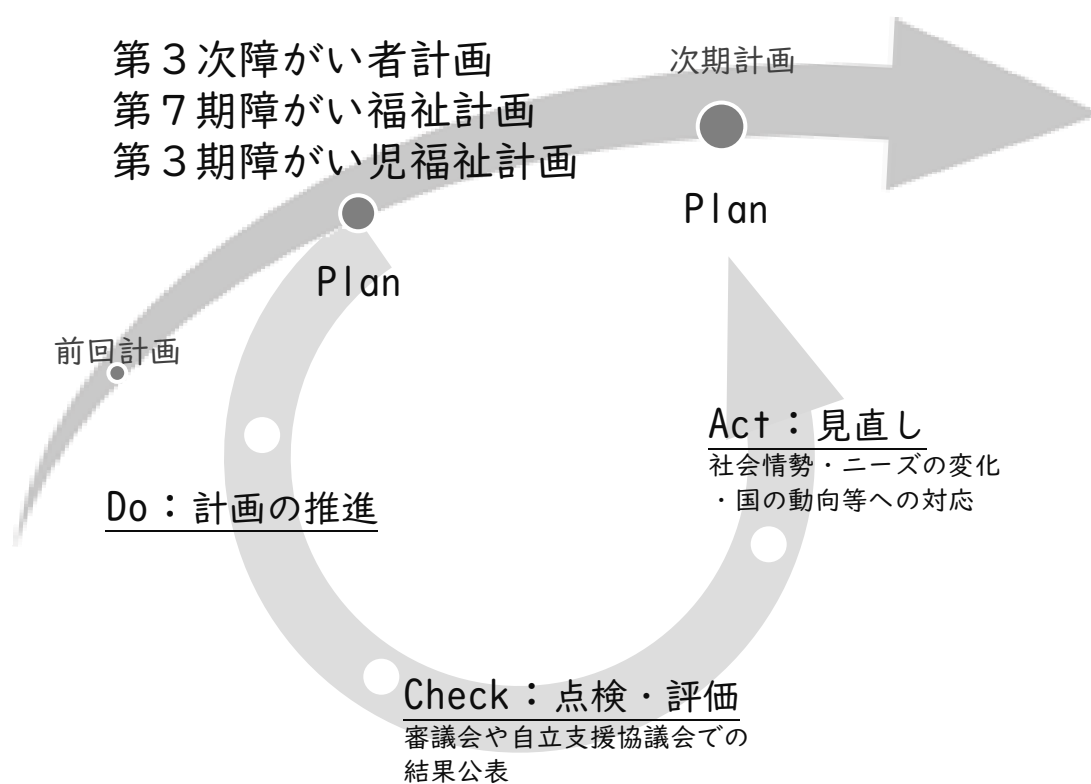
計画の推進に当たっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な取り組みが不可欠であることから、関係課との連携の下で重点的な広報を行います。

また、障がいのある人への周知に当たっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

2 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、審議会や自立支援協議会等の意見を聞くとともに、その結果を公表します。



Ⅰ 伊予市障害者福祉計画策定審議会条例

平成 23 年 3 月 23 日条例第 4 号
改正平成 25 年 3 月 15 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する調査及び審議を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊予市障害者福祉計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づく障害者計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく障害福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (3) その他障害者の福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健に携わる者
- (2) 医療に携わる者
- (3) 福祉に携わる者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) 行政に携わる者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 伊予市障害者福祉計画策定審議会委員名簿

| 氏名 | 区分 | 役職名 | 備考 |
|--------|-----------|------------------------|-----|
| 矢野 雄大 | 保健関係者 | 精神保健福祉士 | |
| 藤田 正明 | 医療関係者 | 伊予病院 院長 | |
| 上本 昌幸 | 福祉関係者 | 伊予市社会福祉協議会会長 | 副会長 |
| 水本 説男 | 福祉関係者 | 伊予市民生児童委員協議会会長 | |
| 水田 恒二 | 福祉関係者 | 伊予市身体障害者福祉協会会長 | |
| 福島 久子 | 福祉関係者 | 伊予市手をつなぐ育成会会長 | |
| 井上 寛規 | 福祉関係者 | ワークハウス睦美 | |
| 阿部 富美 | 福祉関係者 | 社会福祉法人 朝凧会 空と大地施設長 | 会長 |
| 田中 大祐 | 福祉関係者 | 伊予市障害者相談支援センター | |
| 西村 幸 | 福祉関係者 | 松山相談支援センター 管理者 | |
| 仲神 正人 | 学識経験を有する者 | 特別支援教育顧問校長 | |
| 森川 美恵子 | 公募による市民 | | |
| 空岡 直裕 | 行政関係者 | 伊予市市民福祉部長 | |
| 太森 真喜恵 | 行政関係者 | こども家庭センター センター長 | |
| 小倉 直子 | 行政関係者 | 伊予市健康増進課 係長 | |
| 相原 勝 | 行政関係者 | 伊予市教育委員会 学校教育課 指導主幹 | |

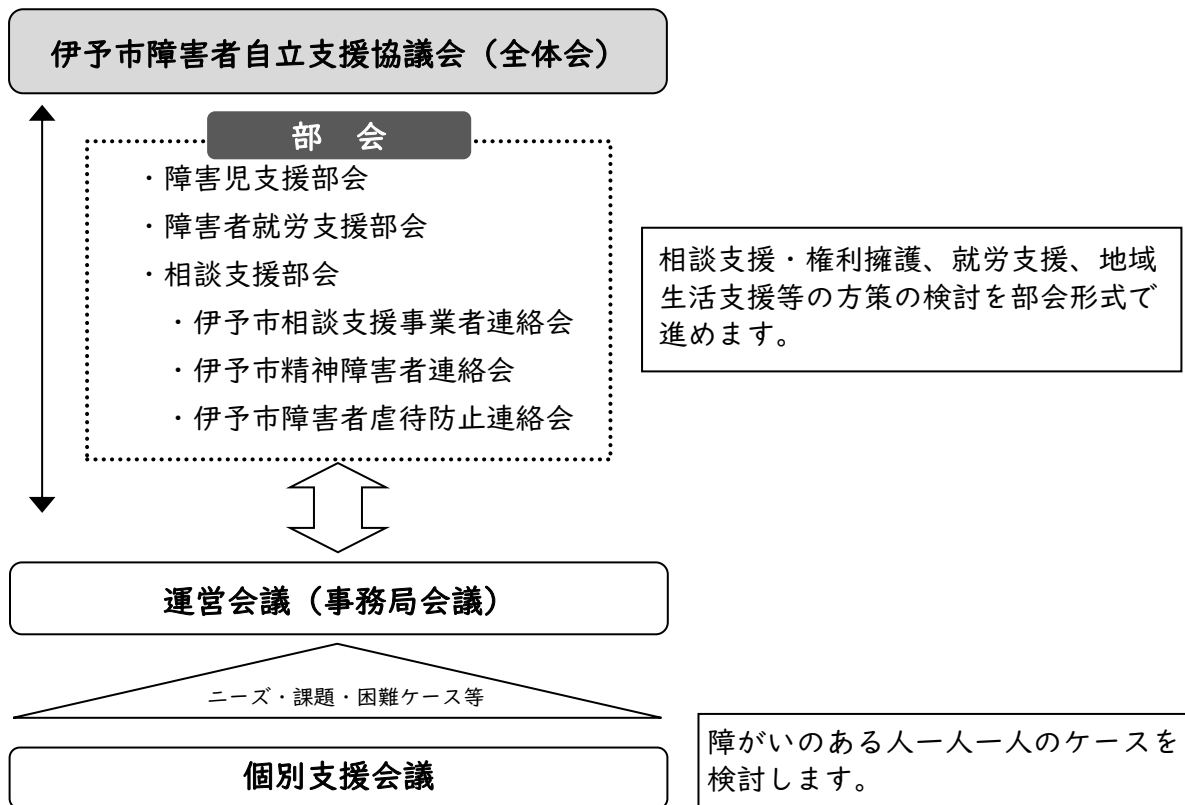
順不同・敬称略

3 伊予市障害者自立支援協議会の体制

伊予市障害者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置しています。

障害者基本法の改正や障害者総合支援法及び障害者虐待防止法を踏まえ、①サービス等利用計画の質の向上を図る役割 ②地域移行のネットワークや資源開発の役割 ③地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割、これらの役割を担う専門部会の設置等について検討し、より効果的・効率的な運営を目指します。

<伊予市障害者自立支援協議会の体制>



○伊予市障害者自立支援協議会の主な機能

全体会 課題全般についての確認・協議、情報の共有、啓発と情報の発信等

運営会議（事務局会議） . . . 個別支援会議等で確認した課題の取り扱いについての調整、全体会や部会の協議事項や提出資料等の調整、協議会の運営の方向性や地域づくりに関する戦略についての協議等

障害児支援部会 障がい児が抱える課題解決や支援等

障害者就労支援部会 障害者就労支援ネットワークの充実等

相談支援部会 相談支援員の質向上、相談活動の支援等

伊予市相談支援事業者連絡会 . . 個別の課題解決、困難ケースのカンファレンス等

伊予市精神障害者連絡会 精神障がい者の地域移行支援（退院促進支援）等

伊予市障害者虐待防止連絡会 . . 障害者虐待防止ネットワークの構築等

4 策定経過

| 年月日 | 内 容 |
|--------------------|---------------------|
| 令和5年7月19日～ 8月4日 | 障がい者・障がい児アンケート調査の実施 |
| 令和5年9月27日 | 第1回伊予市障害者福祉計画策定審議会 |
| 令和5年9月～10月 | 障がい福祉に関する事業所意向調査の実施 |
| 令和5年9月～10月 | 発達障がい児に関する調査の実施 |
| 令和5年11月 | 合理的配慮の提供に関する調査の実施 |
| 令和5年11月～12月 | 団体意向調査の実施 |
| 令和5年12月15日 | 第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会 |
| 令和6年2月2日～ 2月22日 | パブリックコメントの実施 |

5 障がい者・障がい児アンケート調査結果（抜粋）

（1）調査の概要

- 調査対象者：伊予市にお住まいの障害者手帳をお持ちの方及び障害児通所支援を利用している方
- 調査期間：令和5年7月19日（水）～令和5年8月4日（金）
- 調査方法：郵送による配布・回収

| 調査票対象 | 調査対象者数 (配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------------------|-----------------|-------|-------|
| 障害者手帳をお持ちの方（18歳以上） | 1,926件 | 901件 | 46.8% |
| 障害者手帳をお持ちの方（18歳未満） | 93件 | 45件 | 48.4% |
| 障害児通所支援を利用している方 | 85件 | 47件 | 55.3% |

【留意点】

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 障がい者アンケート調査結果の抜粋



① あなたの住まい（暮らしているところ、生活の場）はどこですか。（1つだけ○）

全体では、「持ち家」が74.1%と最も高く、次いで「公営住宅」が4.9%、「民間賃貸住宅」「高齢者関係施設」が4.4%となっています。

障がい種別にみると、すべての区分で「持ち家」が最も高くなっています。

| 単位：% | | 持ち家 | 民間賃貸住宅 | 公営住宅 | 社宅・官舎等 | グループホーム | 障害者（児）支援施設 | 高齢者関係施設 | （入院中）病院・診療所 | その他 | 不明・無回答 |
|-----------|--------------------|------|--------|------|--------|---------|------------|---------|-------------|-----|--------|
| 全体(n=901) | | 74.1 | 4.4 | 4.9 | 0.3 | 2.9 | 3.1 | 4.4 | 2.2 | 1.6 | 2.0 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 81.7 | 3.4 | 3.9 | 0.4 | 1.2 | 0.9 | 4.5 | 1.8 | 1.5 | 0.6 |
| | 療育手帳(n=146) | 52.1 | 5.5 | 6.2 | 0.0 | 12.3 | 17.1 | 1.4 | 1.4 | 4.1 | 0.0 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 61.5 | 10.3 | 10.3 | 0.0 | 1.7 | 0.9 | 6.0 | 5.1 | 3.4 | 0.9 |
| | 発達障がい(n=36) | 58.3 | 13.9 | 8.3 | 0.0 | 2.8 | 11.1 | 0.0 | 0.0 | 5.6 | 0.0 |
| | その他(n=90) | 76.7 | 8.9 | 4.4 | 0.0 | 0.0 | 3.3 | 4.4 | 1.1 | 1.1 | 0.0 |

② あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。（あてはまるものすべてに○）

全体では、「配偶者」が40.5%と最も高く、次いで「子ども・孫」が23.5%、「親・祖父母」が19.4%となっています。

障がい種別にみると、[身体障害者手帳][その他]では「配偶者」、それ以外の区分では「親・祖父母」が最も高くなっています。

| 単位：% | | ひとり暮らし | 親・祖父母 | 配偶者 | 兄弟姉妹 | 子ども・孫 | その他の親族 | 友人・知人 | 施設や病院の職員 | わからない | その他 | 不明・無回答 |
|-----------|--------------------|--------|-------|------|------|-------|--------|-------|----------|-------|------|--------|
| 全体(n=901) | | 15.3 | 19.4 | 40.5 | 6.8 | 23.5 | 1.7 | 0.4 | 9.7 | 0.1 | 3.1 | 2.3 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 16.9 | 10.6 | 51.3 | 3.7 | 29.0 | 1.8 | 0.1 | 7.3 | 0.0 | 1.5 | 0.9 |
| | 療育手帳(n=146) | 8.2 | 52.1 | 3.4 | 20.5 | 2.1 | 1.4 | 1.4 | 20.5 | 0.0 | 12.3 | 0.7 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 19.7 | 41.0 | 19.7 | 11.1 | 9.4 | 1.7 | 0.9 | 11.1 | 0.9 | 1.7 | 0.0 |
| | 発達障がい(n=36) | 13.9 | 69.4 | 2.8 | 27.8 | 0.0 | 2.8 | 0.0 | 8.3 | 0.0 | 5.6 | 0.0 |
| | その他(n=90) | 16.7 | 20.0 | 37.8 | 7.8 | 28.9 | 3.3 | 1.1 | 7.8 | 0.0 | 0.0 | 1.1 |

③ あなたが悩みや困ったことを相談するのはどなた(どこ)ですか。(主なもの3つに○)

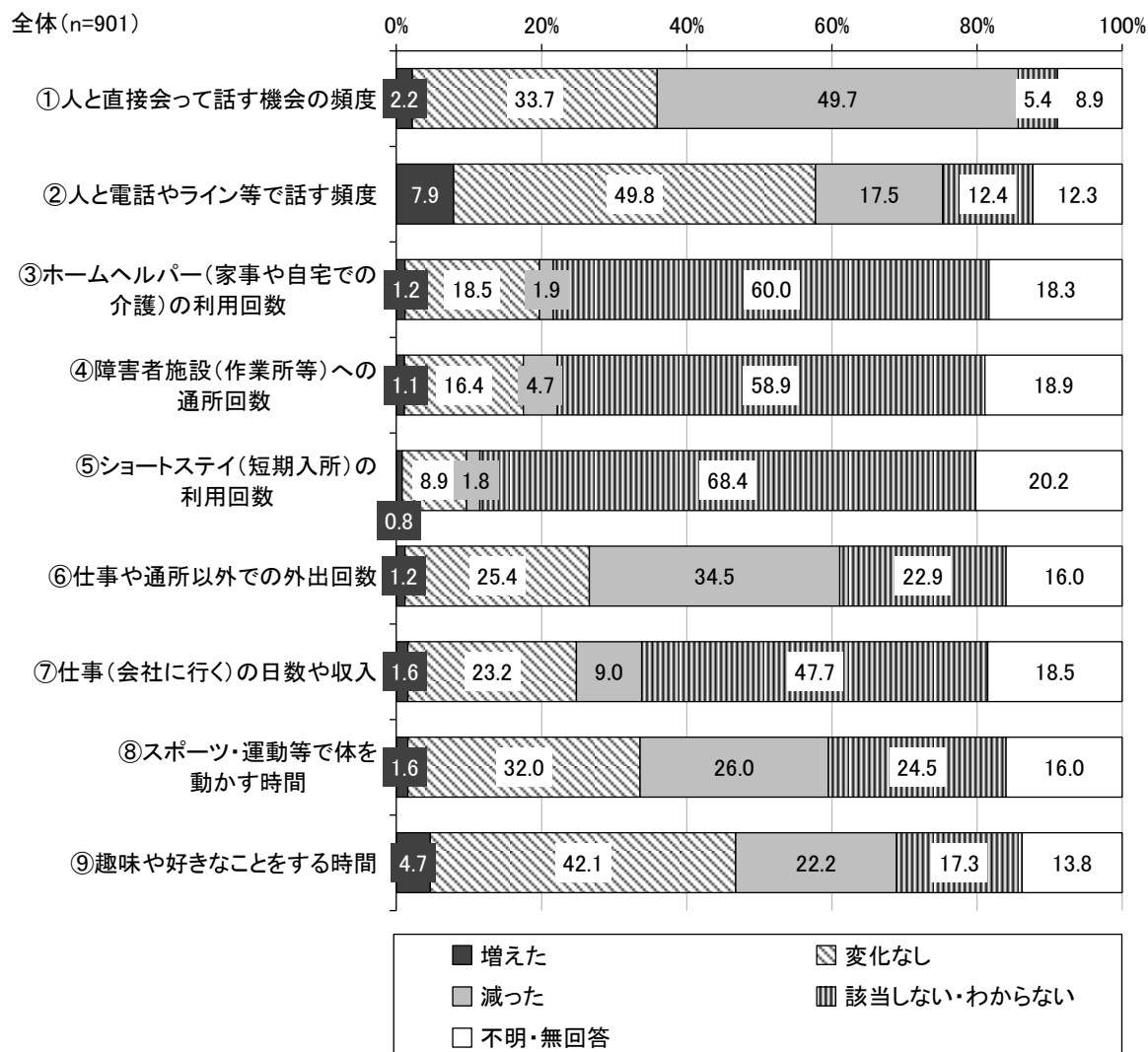
全体では、「家族・親族」が78.2%と最も高く、次いで「病院や診療所」が39.1%、「友人・知人」が23.8%となっています。

障がい種別にみると、すべての区分で「家族・親族」が最も高くなっています。

| 単位：% | | 家族・親族 | 友人・知人 | 市の機関 | 県の機関 | 相談支援事業所（相談支援専門員） | 障害福祉サービスの提供者、施設の職員 | 社会福祉協議会 | 教育機関（学校、幼稚園、保育所等） |
|-----------|--------------------|--------|--------------|---------------|----------|----------------------------|--------------------|---------|-------------------|
| 全体(n=901) | | 78.2 | 23.8 | 10.8 | 0.6 | 10.2 | 16.1 | 6.2 | 0.2 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 81.1 | 25.6 | 12.1 | 0.4 | 7.2 | 10.9 | 4.9 | 0.3 |
| | 療育手帳(n=146) | 67.8 | 13.7 | 6.8 | 0.0 | 28.1 | 43.2 | 11.6 | 0.0 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 65.0 | 20.5 | 11.1 | 1.7 | 10.3 | 21.4 | 8.5 | 0.0 |
| | 発達障がい(n=36) | 69.4 | 5.6 | 8.3 | 0.0 | 33.3 | 36.1 | 16.7 | 0.0 |
| | その他(n=90) | 73.3 | 21.1 | 10.0 | 1.1 | 8.9 | 13.3 | 7.8 | 1.1 |
| 単位：% | | 病院や診療所 | 障がい家族会、当事者団体 | 民生・児童委員、地域の役員 | 職場の上司や同僚 | 相談したいがどこにも相談できな（誰にも相談できない） | 相談先がわからない | その他 | 不明・無回答 |
| 全体(n=901) | | 39.1 | 0.8 | 2.4 | 3.2 | 2.6 | 4.7 | 2.9 | 5.8 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 40.7 | 0.6 | 2.2 | 2.1 | 1.8 | 4.9 | 2.5 | 6.0 |
| | 療育手帳(n=146) | 19.9 | 2.1 | 2.7 | 6.8 | 1.4 | 2.7 | 2.1 | 4.8 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 53.0 | 0.0 | 3.4 | 3.4 | 8.5 | 7.7 | 5.1 | 5.1 |
| | 発達障がい(n=36) | 47.2 | 2.8 | 8.3 | 2.8 | 0.0 | 8.3 | 0.0 | 0.0 |
| | その他(n=90) | 47.8 | 0.0 | 4.4 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 3.3 | 6.7 |

④ コロナ禍によってあなたの暮らしに影響はありましたか。(それぞれ1つに○)

〔①人と直接会って話す機会の頻度〕〔⑥仕事や通所以外での外出回数〕では「減った」、〔②人と電話やライン等で話す頻度〕〔⑧スポーツ・運動等で体を動かす時間〕〔⑨趣味や好きなことをする時間〕では「変化なし」、それ以外の項目では「該当しない・わからない」が最も高くなっています。



⑤ あなたはどれくらいの頻度で外出していますか。(通勤、通学、通院等を含みます)
(1つだけ○)

全体では、「ほぼ毎日」が23.8%と最も高く、次いで「週に3日程度」が20.8%、「週に5日程度」が14.0%となっています。

障がい種別にみると、[身体障害者手帳][その他]では「週に3日程度」、それ以外の区分では「ほぼ毎日」が最も高くなっています。

| 単位: % | | ほぼ毎日 | 週に5日程度 | 週に3日程度 | 週に1日程度 | 月に1〜2回程度 | めったに外出しない | まったく外出しない | 不明・無回答 |
|-----------|--------------------|------|--------|--------|--------|----------|-----------|-----------|--------|
| 全体(n=901) | | 23.8 | 14.0 | 20.8 | 12.0 | 13.3 | 8.4 | 4.6 | 3.2 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 20.8 | 13.0 | 24.3 | 12.7 | 13.8 | 7.3 | 4.5 | 3.6 |
| | 療育手帳(n=146) | 34.9 | 21.9 | 12.3 | 6.2 | 9.6 | 11.0 | 2.1 | 2.1 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 27.4 | 15.4 | 16.2 | 10.3 | 15.4 | 7.7 | 7.7 | 0.0 |
| | 発達障がい(n=36) | 30.6 | 19.4 | 16.7 | 8.3 | 11.1 | 11.1 | 0.0 | 2.8 |
| | その他(n=90) | 18.9 | 11.1 | 27.8 | 10.0 | 14.4 | 10.0 | 3.3 | 4.4 |

⑥ あなたが外出する際、主にどなたと外出しますか。(1つだけ○)

全体では、「一人」が47.7%と最も高く、次いで「家族」が38.7%、「その他」が7.3%となっています。

障がい種別にみると、すべての区分で「一人」が最も高くなっています。

| 単位: % | | 一人 | 家族 | ヘルパー | その他 | 不明・無回答 |
|-----------|-------------------|------|------|------|------|--------|
| 全体(n=755) | | 47.7 | 38.7 | 2.8 | 7.3 | 3.6 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=565) | 46.9 | 40.4 | 3.0 | 5.7 | 4.1 |
| | 療育手帳(n=124) | 42.7 | 34.7 | 1.6 | 18.5 | 2.4 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=99) | 63.6 | 29.3 | 3.0 | 1.0 | 3.0 |
| | 発達障がい(n=31) | 48.4 | 38.7 | 3.2 | 6.5 | 3.2 |
| | その他(n=74) | 45.9 | 37.8 | 2.7 | 5.4 | 8.1 |

⑦ あなたが外出することを考えたとき、充実してほしいことはありますか。

(主なもの3つに○)

全体では、「特にない」が30.2%と最も高く、次いで「歩道・建物、乗り物等の段差が解消されること」が20.4%、「階段の手すり」が19.6%となっています。

障がい種別にみると、[身体障害者手帳][精神障害者保健福祉手帳]では「特にない」、[療育手帳][発達障がい]では「自分が困っているときの周りの人の援助」、[その他]では「ゆっくり安全に渡れる横断歩道」「特にない」が最も高くなっています。

| 単位：% | | 視覚障害者誘導用ブ | 音の出る信号機 | 断歩道 | 物放置撤去されること | 段差が解消されること | 階段の手すり | 多目的トイレ | 障がい者用の駐車スペース | 駅やバス停、歩道におけるベンチ等の設置 |
|-----------|--------------------|-----------|---------|----------|------------|---------------|--------|--------|--------------|---------------------|
| 全体(n=901) | | 0.4 | 2.4 | 14.5 | 4.8 | 20.4 | 19.6 | 18.3 | 16.6 | 12.5 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 0.6 | 2.2 | 12.7 | 4.5 | 22.3 | 23.4 | 19.2 | 18.6 | 12.4 |
| | 療育手帳(n=146) | 0.0 | 2.7 | 20.5 | 6.8 | 17.8 | 8.9 | 17.1 | 13.7 | 12.3 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 0.0 | 1.7 | 19.7 | 3.4 | 12.0 | 10.3 | 12.0 | 9.4 | 13.7 |
| | 発達障がい(n=36) | 0.0 | 2.8 | 16.7 | 8.3 | 8.3 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 8.3 |
| | その他(n=90) | 0.0 | 4.4 | 21.1 | 6.7 | 20.0 | 18.9 | 14.4 | 18.9 | 12.2 |
| 単位：% | | 電車の表示 | りやバス等 | 利用する案内表示 | 人的支援や介助者等の | 自分が困っているときの援助 | 特にない | わからない | その他 | 不明・無回答 |
| 全体(n=901) | | 7.4 | 8.1 | 12.4 | 14.9 | 30.2 | 9.3 | 3.1 | 7.8 | |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 4.6 | 7.0 | 10.9 | 9.3 | 31.4 | 8.5 | 2.7 | 8.7 | |
| | 療育手帳(n=146) | 15.8 | 10.3 | 19.2 | 37.0 | 22.6 | 11.0 | 2.7 | 3.4 | |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 14.5 | 16.2 | 16.2 | 21.4 | 34.2 | 13.7 | 5.1 | 5.1 | |
| | 発達障がい(n=36) | 19.4 | 27.8 | 13.9 | 38.9 | 22.2 | 13.9 | 8.3 | 8.3 | |
| | その他(n=90) | 7.8 | 8.9 | 16.7 | 14.4 | 21.1 | 11.1 | 4.4 | 11.1 | |

⑨ あなたは福祉に関するサービス等についての情報をどこから入手していますか。
(主なもの3つに○)

全体では、「市の広報紙」が26.2%と最も高く、次いで「病院・診療所」が22.5%、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が21.0%となっています。

障がい種別にみると、[身体障害者手帳][その他]では「市の広報紙」、[療育手帳]では「サービスを受けているところの職員」、[精神障害者保健福祉手帳]では「病院・診療所」、[発達障がい]では「病院・診療所」「障がい者相談員」が最も高くなっています。

| 単位:% | | 障がいの家族のある人や | 新聞・テレビ・ラジオ・雑誌 | 市の広報紙 | 家族・親戚 | 友人・知人 | 幼稚園等 | 学校や保育所・幼稚園 | 病院・診療所 | 市役所 | 保健師 | サービスを受けているところの職員 |
|-----------|--------------------|-------------|---------------|---------|---------|---------|---------|------------|--------|-----|--------|------------------|
| 全体(n=901) | | 6.3 | 21.0 | 26.2 | 19.8 | 10.7 | 0.4 | 22.5 | 20.0 | 1.7 | 13.4 | |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 4.8 | 23.2 | 29.2 | 19.9 | 11.7 | 0.3 | 23.4 | 20.8 | 0.9 | 10.5 | |
| | 療育手帳(n=146) | 15.8 | 13.0 | 19.2 | 18.5 | 11.6 | 0.7 | 8.2 | 19.9 | 2.7 | 28.1 | |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 6.8 | 16.2 | 19.7 | 21.4 | 7.7 | 0.9 | 33.3 | 21.4 | 4.3 | 14.5 | |
| | 発達障がい(n=36) | 16.7 | 16.7 | 13.9 | 8.3 | 5.6 | 0.0 | 27.8 | 22.2 | 5.6 | 19.4 | |
| | その他(n=90) | 6.7 | 13.3 | 27.8 | 16.7 | 18.9 | 1.1 | 26.7 | 18.9 | 1.1 | 13.3 | |
| 単位:% | | 社会福祉協議会 | 地域活動支援センター | 民生・児童委員 | 障がい者相談員 | ホームヘルパー | インターネット | 特にない | わからない | その他 | 不明・無回答 | |
| 全体(n=901) | | 9.9 | 6.7 | 2.2 | 7.5 | 3.3 | 9.7 | 15.1 | 10.3 | 1.1 | 8.3 | |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 8.5 | 7.0 | 2.5 | 3.4 | 3.4 | 9.1 | 16.5 | 8.4 | 0.9 | 9.4 | |
| | 療育手帳(n=146) | 15.1 | 3.4 | 0.7 | 27.4 | 1.4 | 6.2 | 6.2 | 19.2 | 0.0 | 5.5 | |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 16.2 | 5.1 | 0.9 | 12.8 | 3.4 | 17.1 | 16.2 | 9.4 | 3.4 | 3.4 | |
| | 発達障がい(n=36) | 22.2 | 0.0 | 0.0 | 27.8 | 5.6 | 25.0 | 8.3 | 11.1 | 2.8 | 5.6 | |
| | その他(n=90) | 14.4 | 5.6 | 1.1 | 7.8 | 6.7 | 6.7 | 13.3 | 5.6 | 0.0 | 13.3 | |

⑩ あなたが福祉・保健・医療に関する相談でのコミュニケーションや情報取得をするうえで、どのようなことに配慮してほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

全体では、「やさしくゆっくりと話してほしい」が41.0%と最も高く、次いで「特にない」が35.1%、「簡単でわかりやすい文章表現にしてほしい」が29.7%となっています。

障がい種別にみると、すべての区分で「やさしくゆっくりと話してほしい」が最も高くなっています。

| 単位：% | | てやさしくゆっくりと話してほしい | 未利用しやすいタブレット端末 | 音声情報や文字情報、案内表示を増やしてほしい | 簡単にわかりやすい文章表現にしてほしい | 口元が見えるように話してほしい | 手話・筆談・要約筆記等で伝えしてほしい | 身振りや表情の動きで伝えしてほしい | 点訳や音訳で対応してほしい | 絵や図で表現してほしい | その他 | 特にない | 不明・無回答 |
|-----------|--------------------|------------------|----------------|------------------------|---------------------|-----------------|---------------------|-------------------|---------------|-------------|-----|------|--------|
| 全体(n=901) | | 41.0 | 7.0 | 7.2 | 29.7 | 4.9 | 2.6 | 3.7 | 0.3 | 5.8 | 2.0 | 35.1 | 11.7 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 38.8 | 5.7 | 7.2 | 28.1 | 4.9 | 3.1 | 2.5 | 0.1 | 3.9 | 1.5 | 35.9 | 13.2 |
| | 療育手帳(n=146) | 47.9 | 9.6 | 6.8 | 35.6 | 5.5 | 1.4 | 11.6 | 0.7 | 11.6 | 2.7 | 32.2 | 6.8 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 50.4 | 12.0 | 6.0 | 35.0 | 4.3 | 0.9 | 3.4 | 0.9 | 8.5 | 3.4 | 35.0 | 5.1 |
| | 発達障がい(n=36) | 52.8 | 16.7 | 11.1 | 41.7 | 5.6 | 2.8 | 8.3 | 0.0 | 16.7 | 2.8 | 19.4 | 5.6 |
| | その他(n=90) | 43.3 | 5.6 | 4.4 | 26.7 | 8.9 | 0.0 | 5.6 | 0.0 | 1.1 | 1.1 | 30.0 | 17.8 |

⑪ あなたは2021年に成立した改正障害者差別解消法において、民間事業者の合理的配慮提供が法的義務になることを知っていますか。(1つだけ○)

全体では「知らない」が78.8%と、「知っている」の9.9%を上回っています。

障がい種別にみると、すべての区分で「知らない」が高くなっています。

| 単位：% | | 知っている | 知らない | 不明・無回答 |
|-----------|--------------------|-------|------|--------|
| 全体(n=901) | | 9.9 | 78.8 | 11.3 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 9.4 | 77.5 | 13.0 |
| | 療育手帳(n=146) | 13.0 | 78.1 | 8.9 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 10.3 | 83.8 | 6.0 |
| | 発達障がい(n=36) | 16.7 | 80.6 | 2.8 |
| | その他(n=90) | 10.0 | 75.6 | 14.4 |

⑫ あなたは成年後見制度について知っていますか。(1つだけ○)

全体では、「聞いたことがある」が31.9%と最も高く、次いで「全く知らない」が27.7%、「多少は知っている」が25.3%となっています。

障がい種別にみると、[身体障害者手帳][その他]では「聞いたことがある」、それ以外の区分では「全く知らない」が最も高くなっています。

| 単位:% | | よく知っている | 多少は知っている | 聞いたことがある | 全く知らない | 不明・無回答 |
|-----------|--------------------|---------|----------|----------|--------|--------|
| 全体(n=901) | | 6.5 | 25.3 | 31.9 | 27.7 | 8.5 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 6.6 | 26.5 | 34.6 | 22.6 | 9.7 |
| | 療育手帳(n=146) | 6.8 | 29.5 | 17.8 | 39.7 | 6.2 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 5.1 | 18.8 | 28.2 | 43.6 | 4.3 |
| | 発達障がい(n=36) | 8.3 | 25.0 | 25.0 | 38.9 | 2.8 |
| | その他(n=90) | 2.2 | 31.1 | 32.2 | 25.6 | 8.9 |

⑬ あなたは成年後見制度を使うことについて、どう思いますか。(1つだけ○)

全体では、「わからない」が54.5%と最も高く、次いで「使いたくない」が14.8%、「今後使うことも考えている」が11.3%となっています。

障がい種別にみると、すべての区分で「わからない」が最も高くなっています。

| 単位:% | | すでに使っている | え今後使うことも考 | 一部なら使いたい | 使いたくない | わからない | 不明・無回答 |
|-----------|--------------------|----------|-----------|----------|--------|-------|--------|
| 全体(n=901) | | 2.2 | 11.3 | 6.9 | 14.8 | 54.5 | 10.3 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=668) | 0.9 | 10.3 | 7.2 | 16.9 | 53.0 | 11.7 |
| | 療育手帳(n=146) | 8.9 | 18.5 | 3.4 | 5.5 | 58.2 | 5.5 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=117) | 2.6 | 7.7 | 10.3 | 12.0 | 60.7 | 6.8 |
| | 発達障がい(n=36) | 2.8 | 25.0 | 2.8 | 5.6 | 58.3 | 5.6 |
| | その他(n=90) | 2.2 | 13.3 | 8.9 | 12.2 | 52.2 | 11.1 |

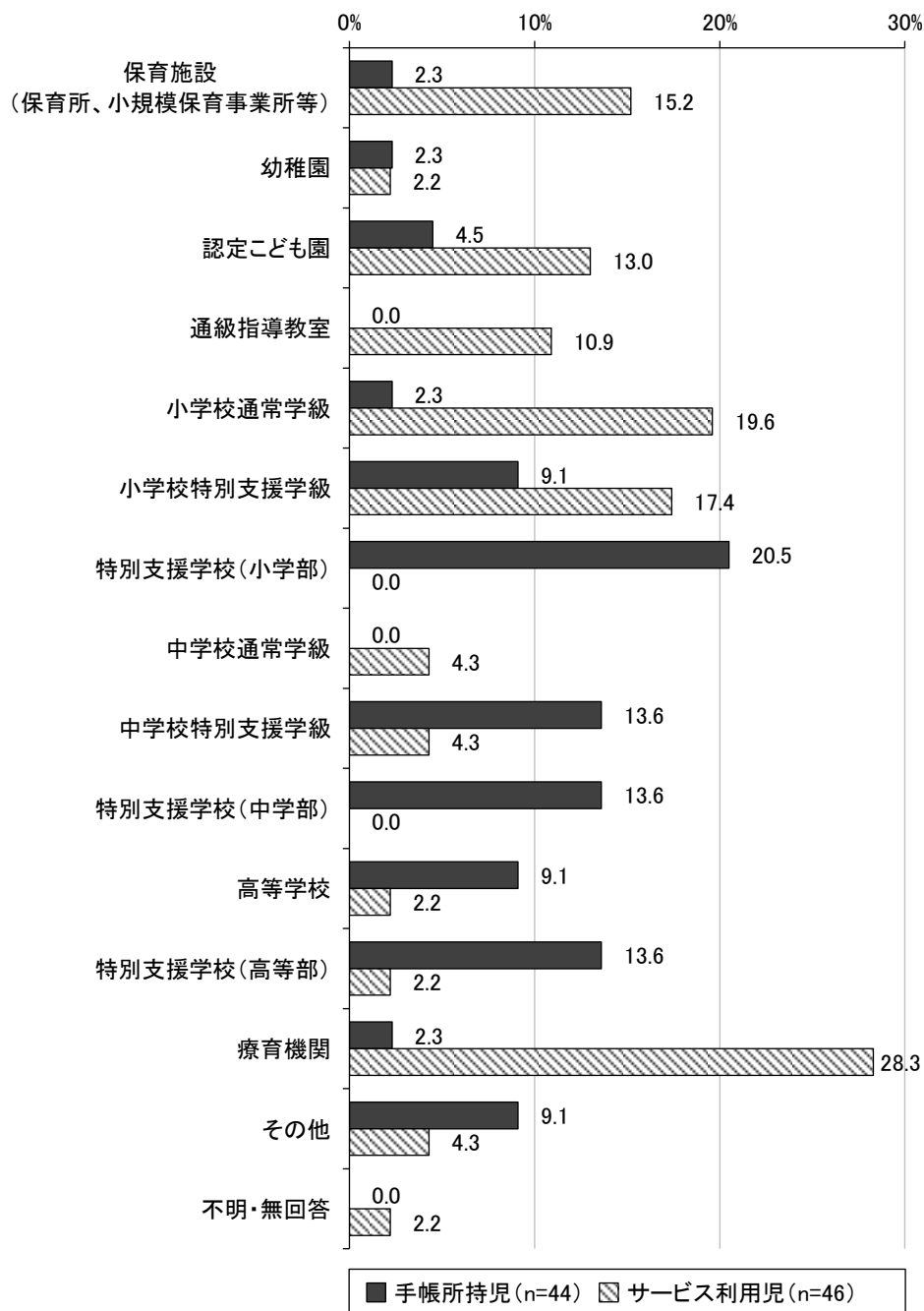
(3) 障がい児アンケート調査結果の抜粋



① 現在の通園・通学場所について教えてください。(あてはまるものすべてに○)

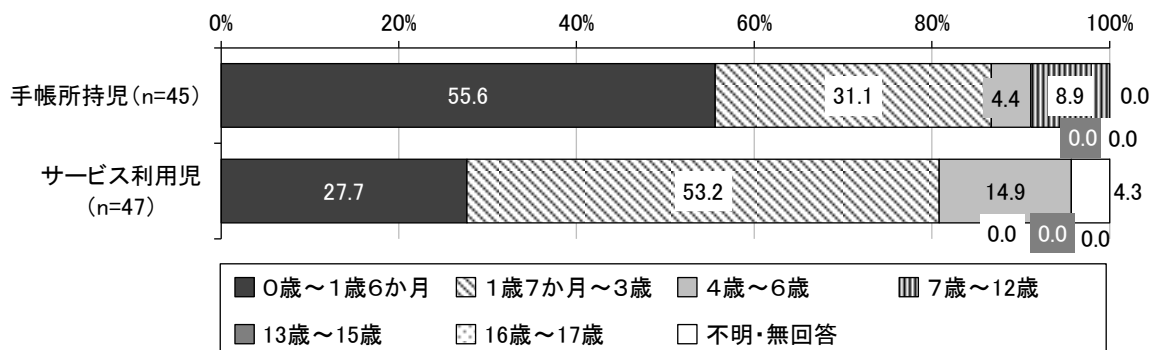
手帳所持児では、「特別支援学校(小学部)」が20.5%と最も高く、次いで「中学校特別支援学級」「特別支援学校(中学部)」「特別支援学校(高等部)」が13.6%、「小学校特別支援学級」「高等学校」「その他」が9.1%となっています。

サービス利用児では、「療育機関」が28.3%と最も高く、次いで「小学校通常学級」が19.6%、「小学校特別支援学級」が17.4%となっています。



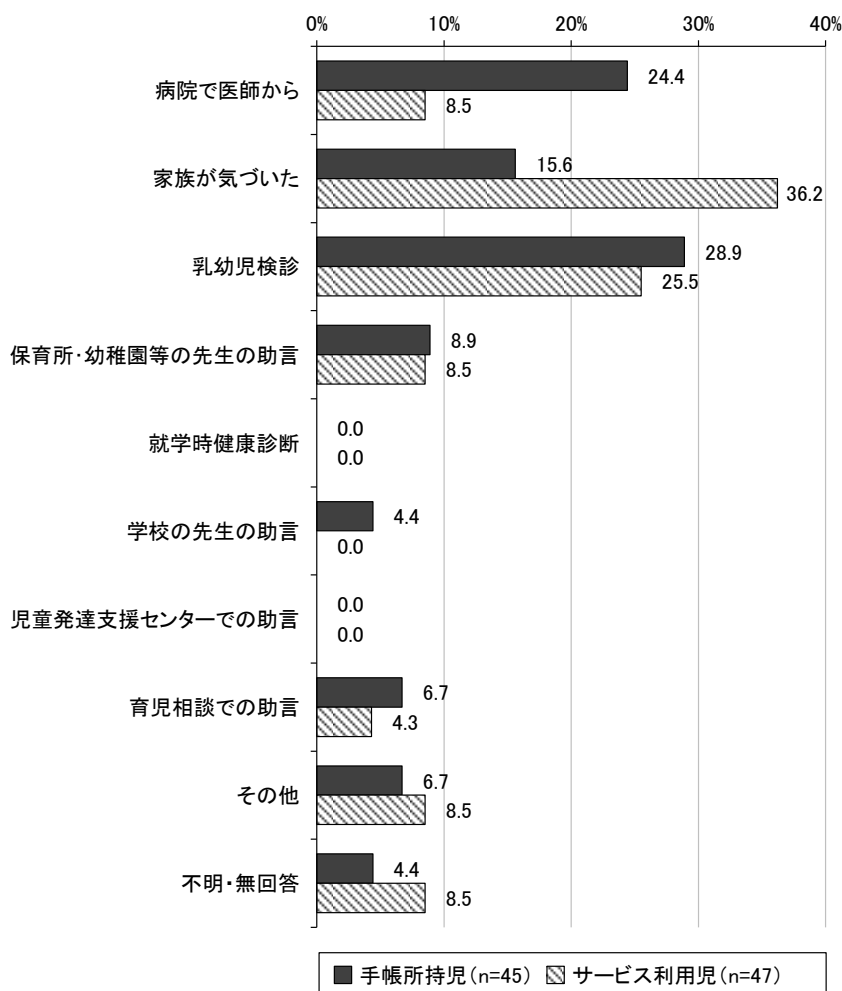
② はじめて、お子さんの発達の不安や障がいに気づいたときのお子さんの年齢を教えてください。(1つだけ○)

手帳所持児では、「0歳～1歳6か月」、サービス利用児では、「1歳7か月～3歳」が最も高くなっています。



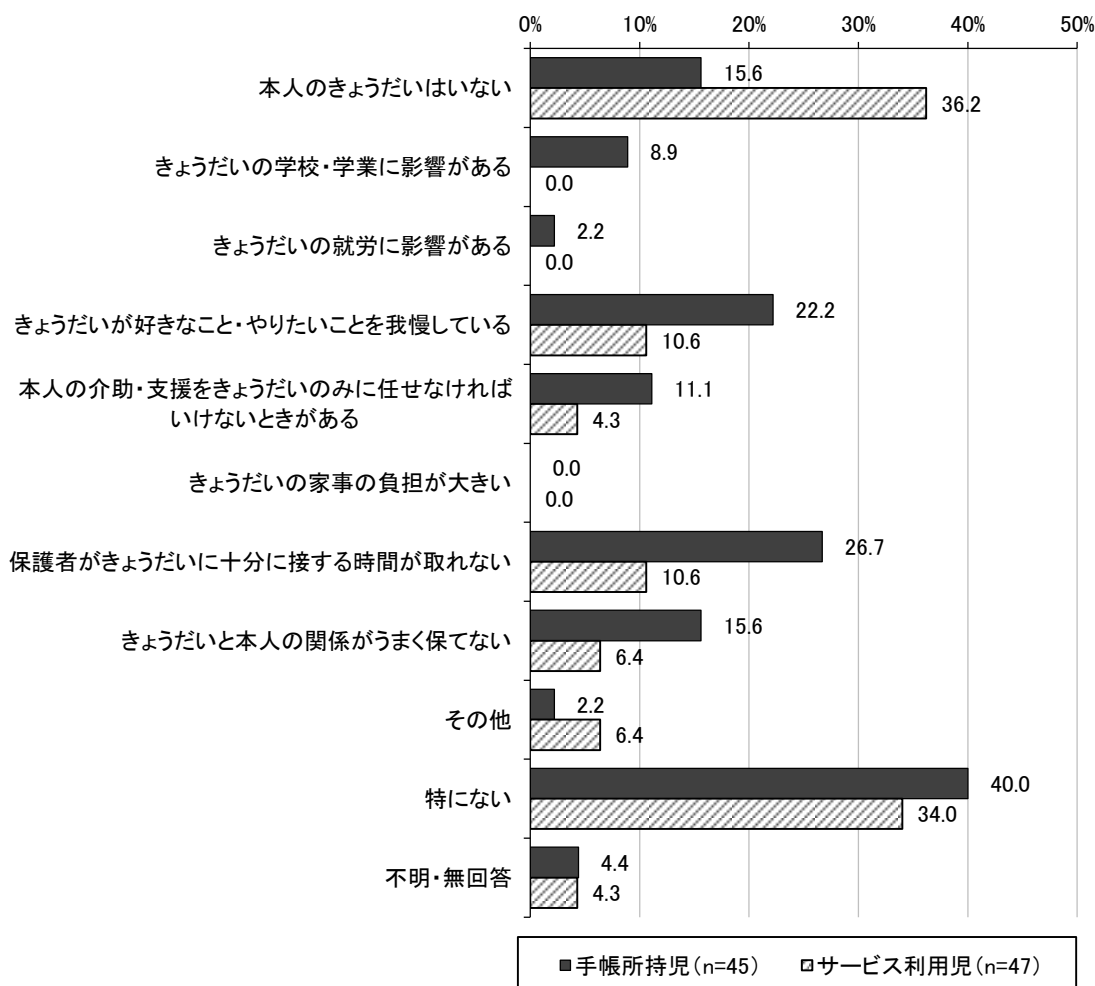
③ お子さんの障がいや心身の不調に気づいたきっかけを教えてください。(1つだけ○)

手帳所持児では、「乳幼児検診」や「病院で医師から」が高くなっており、サービス利用児では、「家族が気づいた」が最も高くなっています。



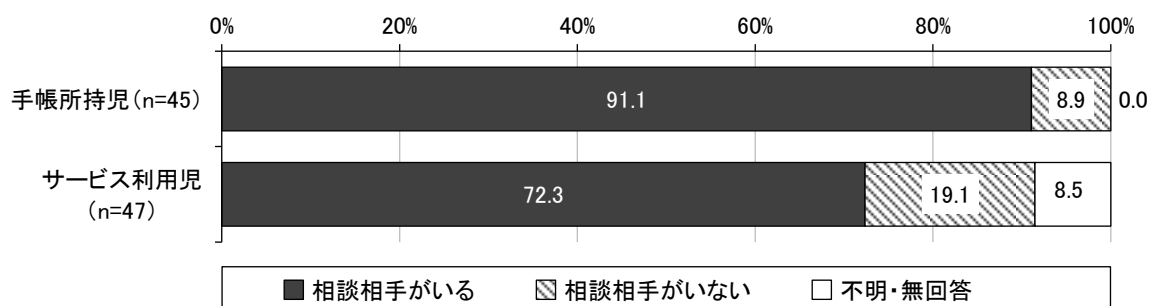
④ お子さんの介助・支援に関連し、本人のきょうだい（兄弟・姉妹）についてどのような不安や困りごとがありますか。（あてはまるものすべてに○）

手帳所持児では、「特にない」が最も高く、サービス利用児では、「本人のきょうだいはいない」や「特にない」が高くなっています。



⑤ お子さんについて相談できる方はいますか。（1つだけ○）

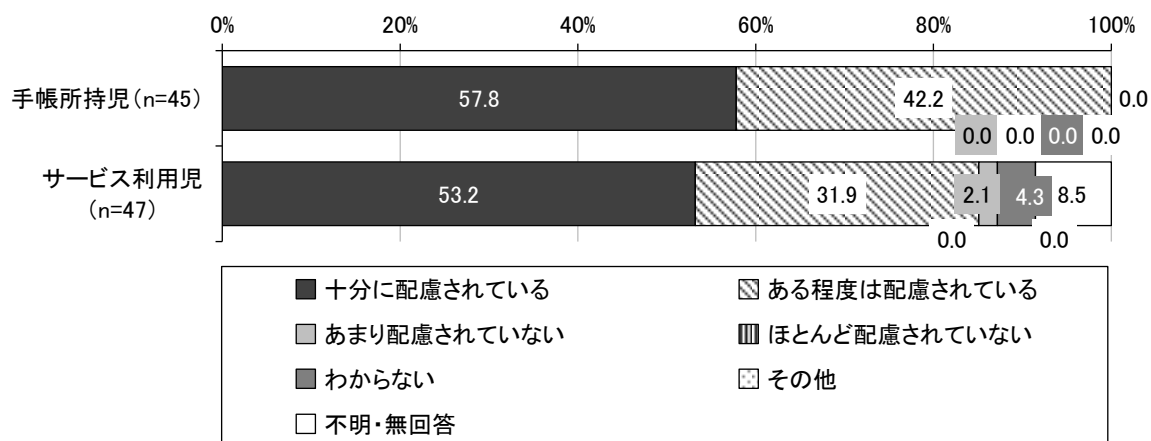
「相談相手がいる」では、手帳所持児が91.1%、サービス利用児が72.3%となっています。



⑥ 現在通われている学校・園生活では、教育を受けるための配慮が十分になされていると思いますか。(1つだけ○)

手帳所持児では、「十分に配慮されている」が57.8%と最も高く、次いで「ある程度は配慮されている」が42.2%となっています。

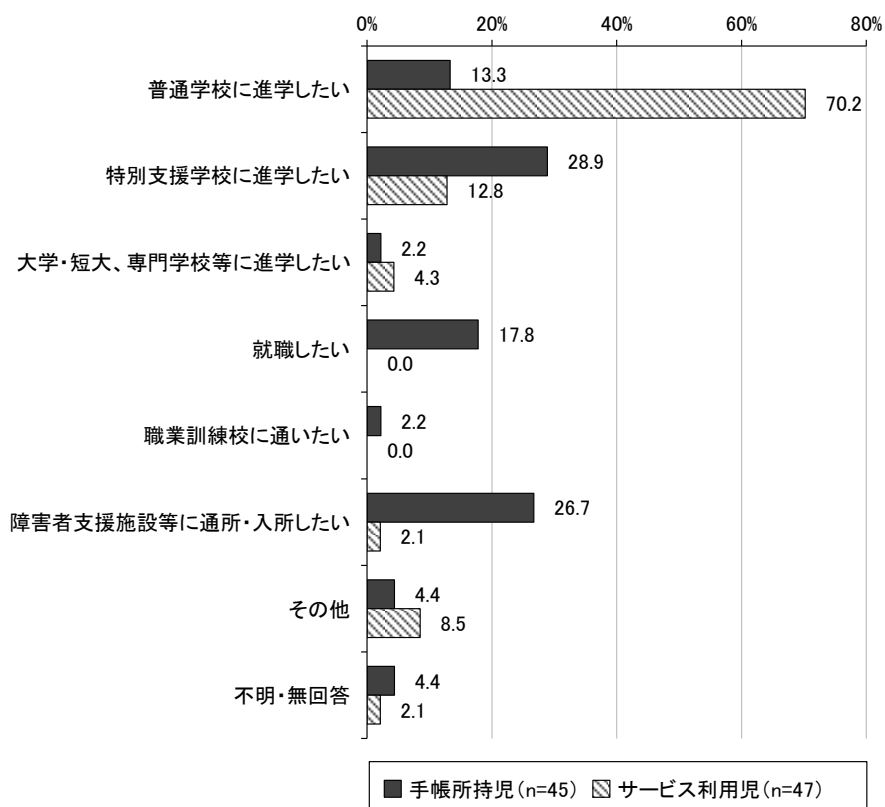
サービス利用児では、「十分に配慮されている」が53.2%と最も高く、次いで「ある程度は配慮されている」が31.9%、「わからない」が4.3%となっています。



⑦ お子さんの卒園・卒業後の進路をどう考えていますか。(1つだけ○)

手帳所持児では、「特別支援学校に進学したい」が28.9%と最も高く、次いで「障害者支援施設等に通所・入所したい」が26.7%、「就職したい」が17.8%となっています。

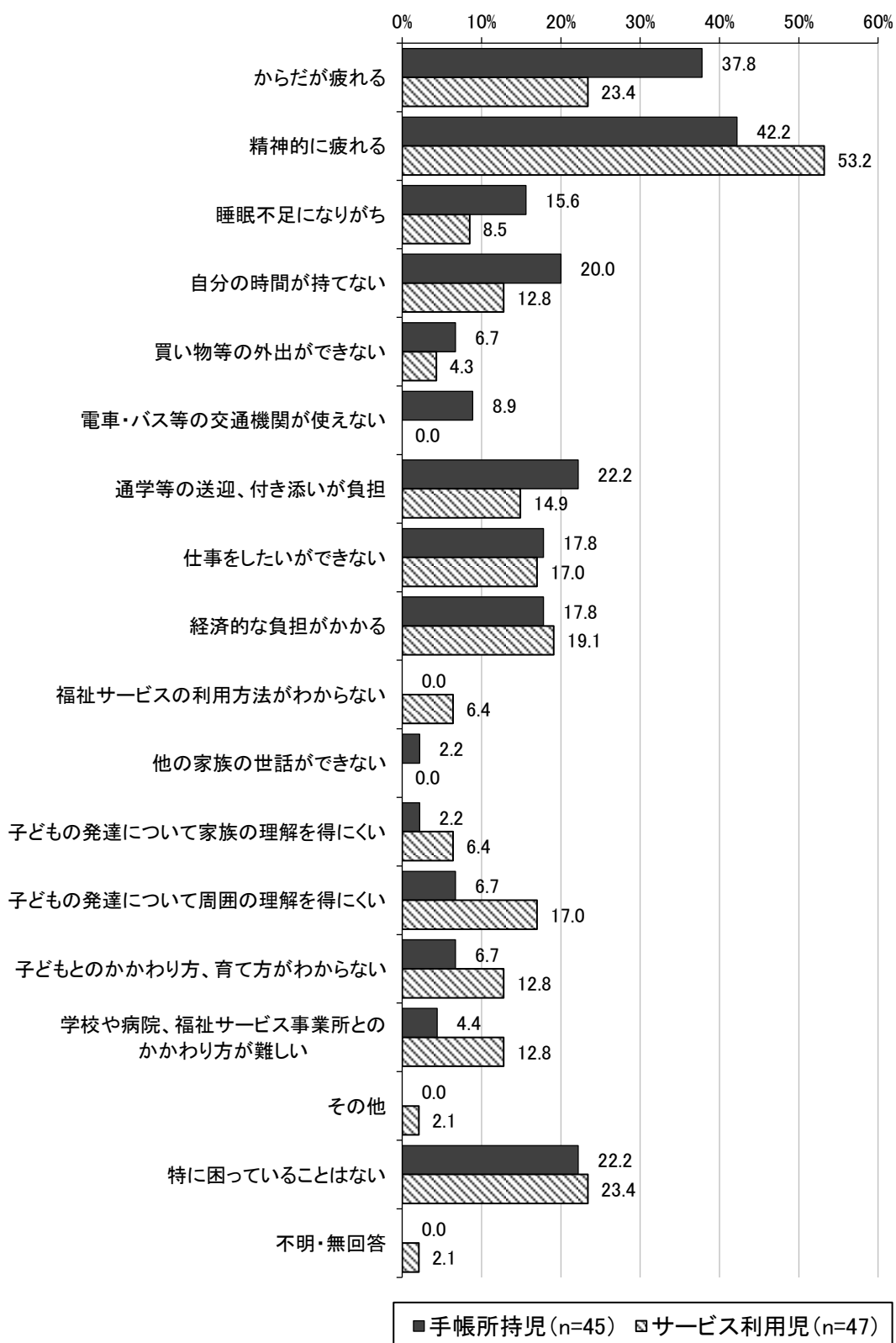
サービス利用児では、「普通学校に進学したい」が70.2%と最も高く、次いで「特別支援学校に進学したい」が12.8%、「その他」が8.5%となっています。



⑧ 子育てをしていく中で、現在困っていることはありますか。(主なもの3つに○)

手帳所持児では、「精神的に疲れる」が42.2%と最も高く、次いで「からだが疲れる」が37.8%、「通学等の送迎、付き添いが負担」「特に困っていることはない」が22.2%となっています。

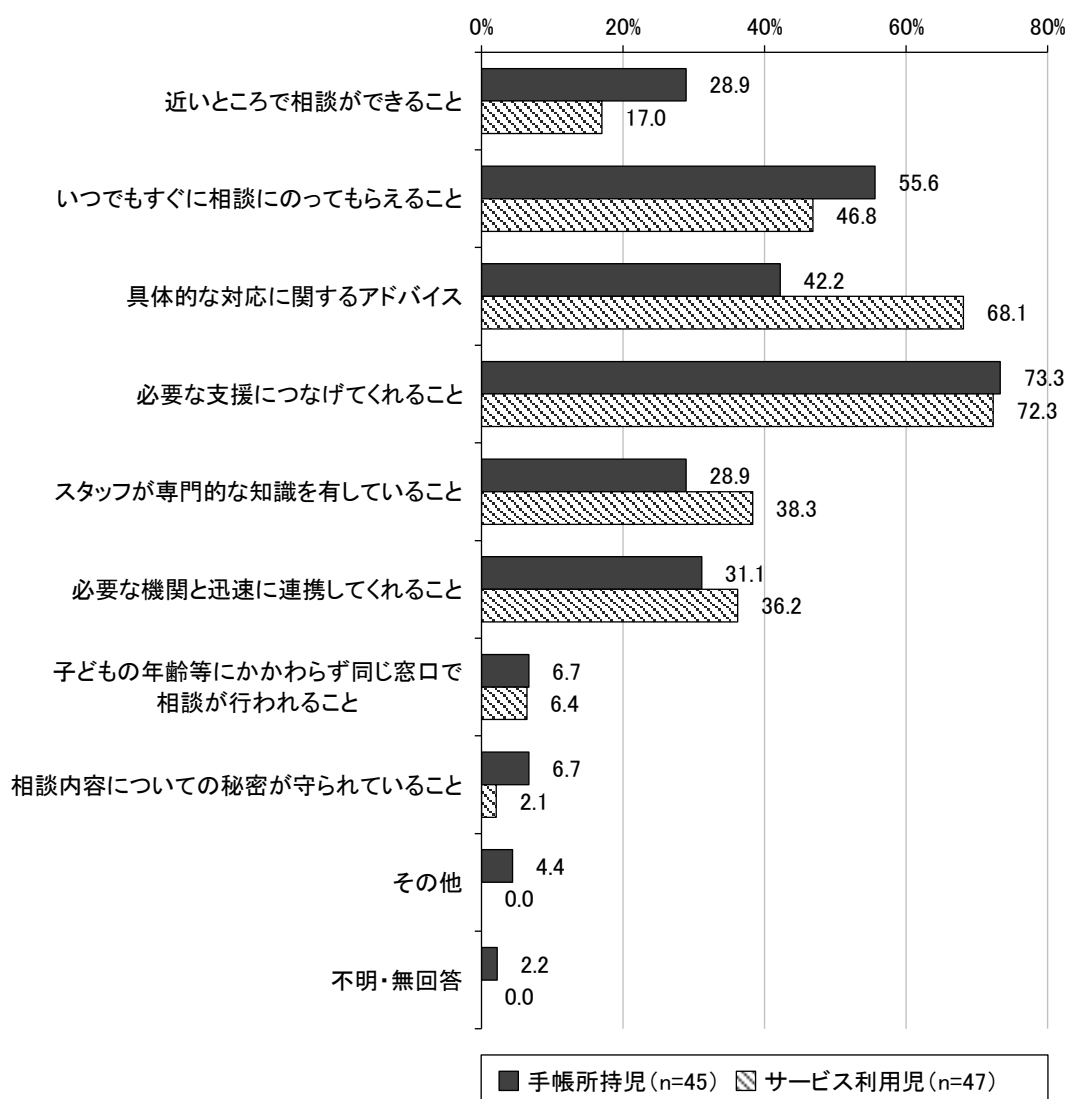
サービス利用児では、「精神的に疲れる」が53.2%と最も高く、次いで「からだが疲れる」「特に困っていることはない」が23.4%、「経済的な負担がかかる」が19.1%となっています。



⑨ 相談機関に期待することは何ですか。(主なもの3つに○)

手帳所持児では、「必要な支援につなげてくれること」が73.3%と最も高く、次いで「いつでもすぐに相談にのってもらえること」が55.6%、「具体的な対応に関するアドバイス」が42.2%となっています。

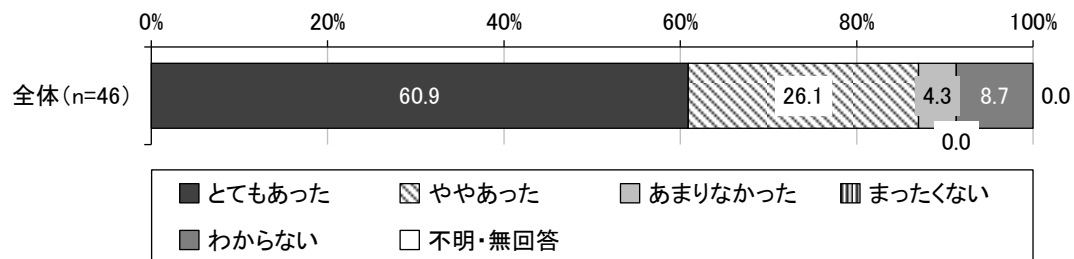
サービス利用児では、「必要な支援につなげてくれること」が72.3%と最も高く、次いで「具体的な対応に関するアドバイス」が68.1%、「いつでもすぐに相談にのってもらえること」が46.8%となっています。



⑩ 障害福祉サービスを利用して子どもにより変化はありましたか。(1つだけ○)

「とてもあった」が60.9%と最も高く、次いで「ややあった」が26.1%、「わからない」が8.7%となっています。

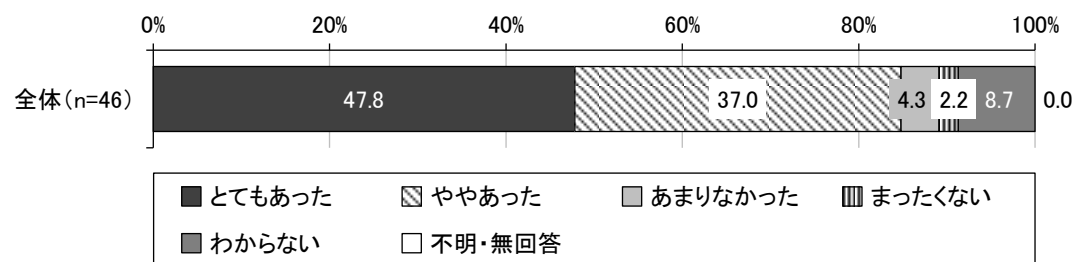
※サービス利用児のみ



⑪ 障害福祉サービスを利用して親自身により変化はありましたか。(1つだけ○)。

「とてもあった」が47.8%と最も高く、次いで「ややあった」が37.0%、「わからない」が8.7%となっています。

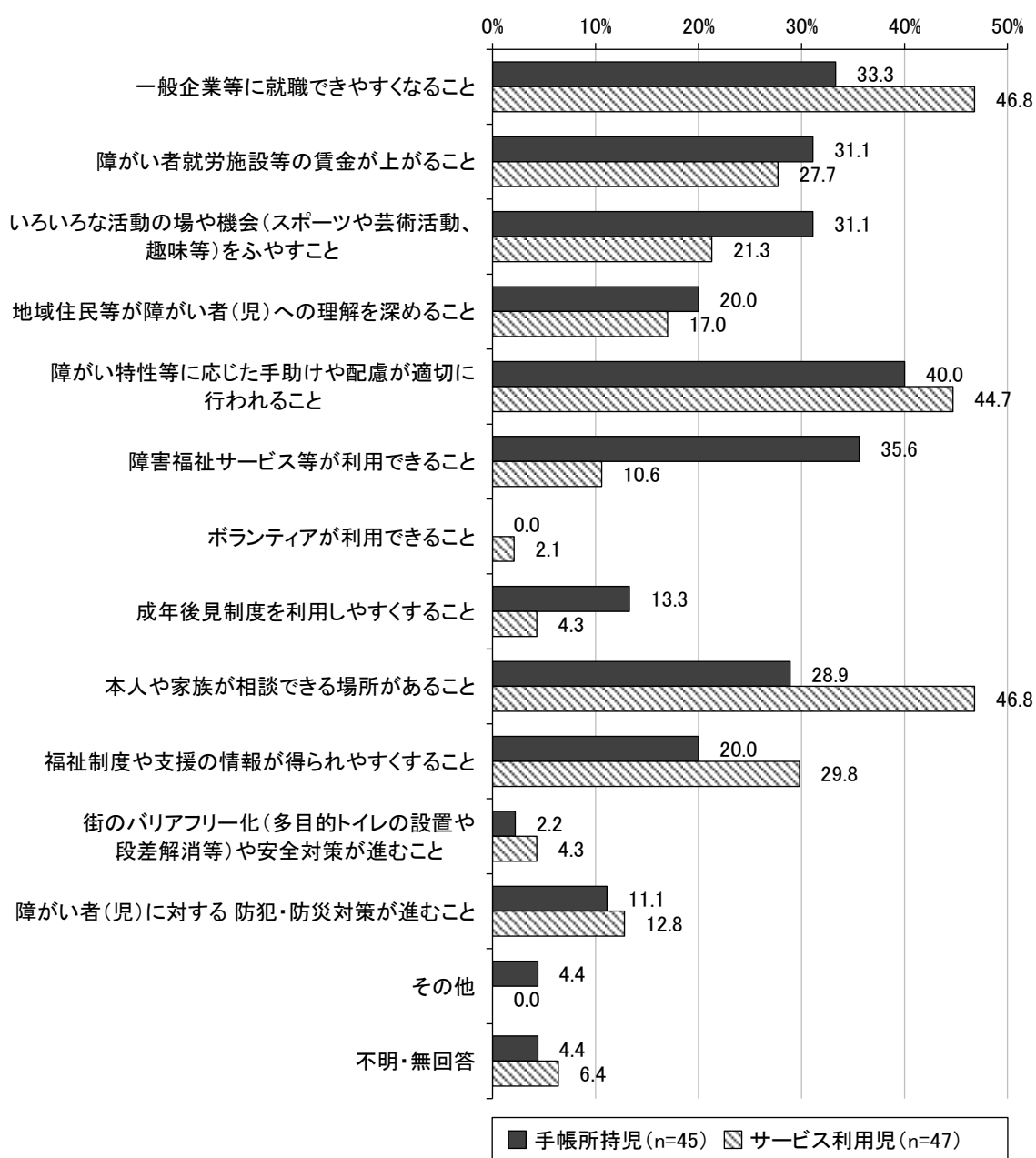
※サービス利用児のみ



⑫ 今後、障がい者（児）（難病患者等を含む。）の福祉向上のために必要な取り組みについて、これまで以上に取り組む必要があると思うものは、どのようなことですか。
（主なもの3つに○）

手帳所持児では、「障がい特性等に応じた手助けや配慮が適切に行われること」が40.0%と最も高く、次いで「障害福祉サービス等が利用できること」が35.6%、「一般企業等に就職できやすくなること」が33.3%となっています。

サービス利用児では、「一般企業等に就職できやすくなること」「本人や家族が相談できる場所があること」が46.8%と最も高く、次いで「障がい特性等に応じた手助けや配慮が適切に行われること」が44.7%、「福祉制度や支援の情報が得られやすくなること」が29.8%となっています。



伊予市
第3次障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行者：伊予市市民福祉部福祉課

伊予市米湊820番地

電話：089-982-1121

FAX：089-983-3354
